

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成22年12月2日

摂津市議会

目 次

文教常任委員会

12月2日

| | |
|--|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 | 1 |
| 開会の宣告 | 2 |
| 市長あいさつ | |
| 委員会記録署名委員の指名 | 2 |
| 議案第71号所管分の審査 | 2 |
| 質疑（安藤薫委員） | |
| 議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、 議案第86号の審査 | 9 |
| 質疑（安藤薫委員、南野直司委員、渡辺慎吾委員、野原修委員） | |
| 議案第101号の審査 | 39 |
| 補足説明（生涯学習部長） | |
| 質疑（安藤薫委員、南野直司委員、渡辺慎吾委員） | |
| 議案第106号の審査 | 49 |
| 質疑（安藤薫委員） | |
| 採決 | 50 |
| 散会の宣告 | 51 |

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成22年12月2日(木) 午前10時 2分 開会
午後 3時41分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 柴田繁勝 副委員長 野原 修 委員 南野直司
委員 渡辺慎吾 委員 安藤 薫

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 和島 剛
教育総務部長 馬場 博 同部理事 市橋正己
同部次長兼学校教育課長 前馬晋策 総務課長 岩見賢一郎 同課参事 日垣智之
学務課長 大橋徹之
生涯学習部長 宮部善隆 生涯学習スポーツ課長 小林寿弘 同課参事 上 清隆
青少年課長 門川好博 市民図書館長 池上敦実

1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件

議案第 71号 平成22年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
議案第 81号 摂津市民図書館及び摂津市立烏飼図書館センターの指定管理者指定の件
議案第 82号 摂津市青少年運動広場指定管理者指定の件
議案第 83号 摂津市立体育館指定管理者指定の件
議案第 84号 摂津市立テニスコート指定管理者指定の件
議案第 85号 摂津市立温水プール指定管理者指定の件
議案第 86号 摂津市スポーツ広場指定管理者指定の件
議案第101号 摂津市文化財保護条例制定の件
議案第106号 摂津市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時2分 開会)

ただいまから文教常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

委員の皆様には、師走、何かと忙しい中、文教常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜るわけですが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一たん退席させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○柴田繁勝委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩をいたします。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

審査の前に、和島教育長から補足説明を受けます。

和島教育長。

○和島教育長 おはようございます。

文教常任委員会の御審議をいただきます前にお時間をいただき、一昨日の本会議において質疑をいただきました、議案第85号、摂津市立温水プール指定管理者指定の件に関連する新たな事案が出てまいりましたので、御報告をさせていた

できます。

12月1日、指定管理者となる団体、特定非営利活動法人、摂津市水泳連盟から理事長変更届が提出されました。

水泳連盟では、直ちに緊急理事会において、定款第13条の規定により理事長職務代行として丸山政克氏を選任されました。なお、新理事長の選任につきましては、来年2月の理事会において選任されるとお聞きいたしており、それまでの間は丸山政克氏が職務代行として任務を遂行されます。

現在、議案の訂正を申し出ておりますので、よろしくお含みいただき、お取り計らいいただきますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○柴田繁勝委員長 議案第85号につきましては、教育長から説明がありましたように、現在、代表者を変更するため、議案の訂正措置が予定されております関係上、質疑のみにとどめ、討論・採決は、後日行うことといたしますのでご了承ください。

安藤委員。

○安藤薫委員 今、議案第85号の取り扱いについてお聞きしたんですが、議案として出ているものが、途中で代表者が変わったということで、そういう取り扱いにされるというのはどういうことなのかと。もう少し経過をお聞きしないと、質疑だけにして採決というのは、まだ質疑応答も始まっていない段階から決めていくのはどうかなと思うんですけど、その点の運営について少し違和感があるんですけど。

○柴田繁勝委員長 今、安藤委員から御質問が出ました。

これにつきましては、過日、本会議で安藤委員も御質問いただき、また、三好

議員からの質問などを踏まえまして、どのような取り扱いをするかということ、正副議長も入っていただいて、また担当ともよく相談いたしましたところ、既に水泳連盟の方では、理事長が辞表を出され、職務代行の方が代行を務めるということによって、水泳連盟のあり方を継続していくということの申し出が、昨日、教育委員会の和島教育長の方にありましたので、それを踏まえて、きょうのところは、先ほど申し上げましたように、質疑だけにとどめ、後日、議運がございしますので、また、その後、14日の本会議の冒頭に議案を訂正をさせていただいて、一般質問を行い、本会議の終了後に改めて委員会を開催しますので、そのときに討論・採決を行いたいということで、きょうは質疑をしておいていただくと、こういうような方向で議事審査を進めていきたいと考えております。よろしいですか。

安藤委員。

○安藤薫委員 きょうは、質疑で打ち切って、採決だけ先に延ばすということですか。

○柴田繁勝委員長 そうです。

安藤委員。

○安藤薫委員 変更になりますから、後日、改めてやるということについては異存ないんですけども、そうであるならば、変更の中身、新しい議案、修正後の議案がきちんと出された上で、どんな問題で質問が出てくるかもわかりませんし、85号については、審査順序の中で一括で行われることになっておりますけれども、そういう事情であるならば、85号だけは今回は審議をせずに、次回のときに質疑を行って、そこで採決をするというふうなやり方が妥当ではないかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩をします。

(午前10時 9分 休憩)

(午前10時11分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

それでは、議案第85号の採決は後日行うことにし、まず、議案第71号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

どうぞ、質疑のある方。

安藤委員。

○安藤薫委員 議案第71号、補正予算の第4号についてお聞きします。

今回、文教常任委員会所管は学校管理費の排水設備の財源の切りかえだということですが、その辺の経緯を説明していただきたいと思います。

それから、債務負担行為が上がってきております。後から指定管理者の件で議題になるかと思いますが、それぞれ3年と、図書館につきましては5年ということで限度額が設けられておりますが、指定管理者との指定管理料はどうなっているのか。

それから、平成21年度決算の見込みとの関係を御説明いただきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 私のほうから排水設備の、鳥飼東小学校と第二中学校でございますけれども、その経緯ということで御答弁をさせていただきます。

まず、鳥飼東小学校につきましては、公共下水道供用開始ということで告示が出されましたので、速やかに行ったものでございます。

また、第二中学校につきましても、供用開始がうたれ、昨年に実施設計を行い、今年度工事を行ったところでございます。

今回、財源の内訳の組みかえをさせていただいておりますのでございますけれ

ども、これは平成22年6月18日付で、政府が経済危機対応・地域活性化予備費の使用について閣議決定されまして、同日付で総務省から、この予備費に伴う地方負担の増加への対応についての通知が、大阪府を通じて各市の財政担当部局になされました。地方負担額につきましては、原則、地方債を充当するとの取り扱いということになっております。

教育委員会では、当初予算で計上しておりました鳥飼東小学校と第二中学校の公共下水道へ接続する排水設備工事が、文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金の内定を、平成22年6月18日付で受けておりますが、この2校の工事につきましては、前段通知の地域活性化予備費使用によるものであったことから、学校教育施設等整備事業債の対象であり、また、充当率100%ということでも有利なことから、財政課から6月24日付で大阪府に対し起債計画書を提出されたものでございます。

これによりまして、平成22年9月22日付で、大阪府から地方債同意と予定額の決定通知が届き、今回の補正第4号で財政課にて地方債の補正を行い、歳入の市債、歳出での教育費の財源内訳を組みかえられたという経過でございます。○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、体育関係、体育館指定管理料から青少年運動広場、テニスコート、スポーツ広場、温水プール指定管理料に関する債務負担行為の限度額の設定金額でございますけれども、この金額の設定につきましては、それぞれ施設管理公社、摂津市水泳連盟のほうから指定管理者の申請がございました。その中で金額設定もあったわけですが、平成21年度の決算額、また平成22年度の予算額と比べ

ましても、各指定管理者で努力された金額で出させていただいております。

私どものほうも、金額の内容を精査いたしまして、この金額を設定させていただいております。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 それでは、市民図書館に係ります指定管理料につきまして答弁させていただきます。

今回、限度額としましては5億円を計上させていただいております。

指定管理者のほうから提案額としましては、単年度でいきますと9,224万1,000円、それを5年間を指定管理期間としまして、合計4億6,120万5,000円となっております。

平成21年度の決算との関係でございますけれども、平成21年度決算額としましては、人件費もすべて含めますと約1億5,559万4,000円となっております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 公共下水のほうの財源内訳の組みかえについてはわかりました。

学校の下水の設備について、ほかにまだ残っているところ等がありましたら教えていただけたらと思っておりますが、残っているのかどうか。残っている場合は、今後の下水工事の予定について、もう一度教えていただきたいと思っております。

それから、債務負担行為についてでございますが、体育施設のほうはそれぞれの団体から、施設管理公社と水泳連盟になるかと思うんですけど、努力をされて前年よりも更に縮減された中身できているということですが、具体的に前年度の実績と、今年度、協定書や契約書がどのような形で結ばれるのか。現在は、把握しておりませんものですが、申しわけないんですが、更新に当たって

契約や協定書、幾らで契約するのか。若しくは、協定書に含まれた管理料から追加するような場合がこの期間にあるのかどうか。債務負担行為を上回るような追加がある場合があるのか。可能性があるとしたら、その辺の対応策はどうなるのか。それを体育施設と図書館のほうと含めて教えていただきたいと思います。

図書館は、直営からの切りかえですので、去年までの指定管理料と比較はできませんが、指定管理の業務と対応した直営での費用との比較、削減効果というものがあるのであれば教えていただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 岩見課長。

○岩見総務課長 それでは、下水道への未接続の学校は残っているかということでございますけれども、中学校といたしましては、第四中学校がまだ残っております。それと、とりかい幼稚園の2か所でございます。

とりかい幼稚園につきましては、本年、工事をいたします実施設計を現在は行っておるところでございます。来年度、平成23年度に工事をする予定で予算要求をさせていただいております。

なお、第四中学校につきましては、下水道敷設が未定ということで担当課のほうから聞いておりますので、第四中学校につきましては接続は未定ということでございます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 各施設の債務負担行為に係ります契約でございますけれども、今年度、それぞれ申請書を出していただいた中で、債務負担行為限度額を設定しておりますけれども、これに基づきまして、指定管理につきましては、今回は3年間でございますので、3

年間の基本協定書、それぞれ管理公社、水泳連盟のほうで行っていただく業務、また、それに基づきます仕様書、各教室等を行っていただくような仕様書を含めました基本協定書を締結させていただきたいと思っております。

それと、各年度に年度協定書というのを結びまして、各年度に必要な経費につきましては、この年度協定書の中で契約をするといった形を、継続してとっていきたくて考えております。

具体的には、温水プールの指定管理料でございましたら、運営監視業務であったり、駐輪場、駐車場の関係のシルバー人材センターの方の管理業務と分かれて2本立てで契約をしております。

体育館につきましては、全体の施設運営管理をお願いする指定管理料ということで設定をしております。

債務負担行為が3年間の金額を超える場合があるかということでございますけれども、私どもも指定管理者も、この額が限度額でございますので、年度協定で金額を設定するときに、私どもが要求する事業を取り入れていただく中で、できるだけ経費を削減するような方法がないか、それを協議する中で金額設定をしていきたいと思っておりますので、基本的にはこの金額を超えることはないように、指定管理者と連携をとっていきたくて考えております。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 削減効果ということで、試算をさせていただいた金額を答弁させていただきます。

サービスの拡大という形で開館日の増、平日の時間延長、それに係る人件費の増、光熱水費等の施設経費の増、そういった分を平成23年度として試算しました額が、約1億5,900万円になります。

これは、市が直営した場合の金額ということですが。

今回、指定管理者のほうから上がってきた9,200万円と、市が直接払う図書購入費、図書館システム等の直接払いの経費、その額を合計して、そこからの差額分でございますと、約3,600万円の削減効果という形で試算させていただきました。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 下水のほうにつきましては、わかりました。

工事は、幼稚園の狭い敷地の中ですので、安全を期してお願いしたいと思えます。四中については、まだこれからという状況だということもわかりましたので、下水のほうの工事との絡みもございしますが、学校が安全で衛生的で、トイレが利用しやすいような形での目配りと要望を出していただきたいと。

それから、トイレのにおいの問題は各学校でもあると思えますので、におい対策についても注意を払っていただいて、できる限りの対策をとっていただいて、安全で快適に学べる環境づくりに取り組んでいただきたいと要望しておきたいと思えます。

それから、債務負担行為、指定管理者に関わってですが、体育施設等、債務負担行為で定められている限度額を超えないようにと。その中でも、摂津市がこうしてほしいという指定管理の協定にないものでお願いした場合について、経費が重なる場合については、これは超もやむを得ないというような考え方でいいのかどうか、その点を確認をさせていただきたいと思えます。

それから、これは単純な質問なんですけれども、体育館や青少年運動広場、テニスコート等々、それぞれの管理運営を

施設管理公社に指定管理でお願いされていると思うんですけども、例えば、テニスコートであれば、最近お聞きするのは、フェンスが非常に老朽化が進んでいて、フェンスの下の金網が取れまして、ボールが外に出ていってしまうような状況が続いていると、利用者の方からそういう声が出てきているんです。

現場の方々も、できるだけ経費をかけないようにということで、針金で結んだり、ブロック塀を置いたりして応急措置等をされているようです。

テニスコートの面が傷んできたりとか、そういう設備の補修などについては、この指定管理料の中に盛り込まれているのかどうか。更新をするに当たって、改めて体育施設の状況を確認した上で、そういった補修費、修繕費などについても盛り込まれての数字なのかどうか、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

それから、指定管理のほうと一体なので一緒にお聞きしておきたいと思うんですけども、今回は指定管理で、平成18年に委託先から直営を選ぶか、指定管理者を選ぶかという選択の中で、指定管理者として選択がされました。

その後、5年間経過して、本来であれば、運営の検証をしながら公募を行って、指定管理者を選定していくというようなところではありますが、外郭団体との関係等々があって、「指定管理者制度導入に関する指針」（第1次改訂版）というものが出されて、既存の指定管理者でお願いしているところについては、3年間延長するというような方針の下で、今回のスポーツ施設関係は出てきているかと思えます。

しかし、そういった方針の下で継続ということではありますが、運営の検証というのはきちんとされなければいけない

のかなと思います。3年間たって、どのような検討がされていくのか、今年度、来年度、再来年度と具体的なスケジュール案も改訂版の中には示されておりますが、この5年間の各施設の検証をどうみておられるのか。

本会議でも、前回の委員会の審議の中でもご紹介しましたように、総務省の事務次官通知で指定管理者の留意事項がございまして、あれは平成15年から指定管理を選択したところが、ちょうど5年たった平成20年度、指定管理者の更新時期に当たって、総務省が指定管理者の選定や評価ということについての留意事項として、わざわざ各担当課長を呼んで、読み上げて説明されたものだというふうに聞いているわけですが、その辺の運営の評価、留意事項に沿った検証というものがされているのかどうか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、図書館については、数字を御説明いただきましたが、今回の9,200万円という数字と、そのほか図書購入費を追加されて、差額が約3,600万円ということですが、指定管理をするに当たって、今までよりもサービスが向上されると、開館時間が延びます、休館日が減ります、蔵書がふえるとか、いろいろなものがあるかと思っております。それを直営でやったとしたら1億5,900万円が見込まれるところ、指定管理にすることによって9,200万円と図書購入費で、差額で3,600万円だという御説明だと思いますが、この債務負担行為の中で示されている年間1億円の限度額、指定管理料9,200万円、それ以外に、図書購入費以外で、摂津市が直接やるべきものについてはどんなものがあるのかお聞かせください。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 まず1点目、債務負担行為が超えた場合はやむを得ないのか、どういう対応をするのかといったことだと思いますけれども、先ほども答弁いたしましたけれども、指定管理者との話の中で上限額を設定しておりますので、この金額内での執行をお願いしたいと思っておりますけれども、市のほうの要望、いろいろな社会状況等によって金額を超える可能性があるといった場合は、この3年間、主に最終年度になるかと思うんですけれども、追加の債務負担行為を上げさせていただいて執行をしていくという形になると思います。

2点目、テニスコートのフェンスを例に出していただきました体育施設の維持管理でございますけれども、この指定管理料の中には人件費、軽易な修繕料、テニスコート、グラウンド、体育館、温水プール等々、軽易な修繕料につきましては、それぞれ現場で迅速に対応していただくという関係で予算を組み込んでやっております。

その他、大規模な修繕、政策的な修繕等につきましては、予算上、体育施設維持管理事業といった予算を我々は持っておりますけれども、その中で市が政策的に判断してやっていく修繕については対応しておるところでございます。

平成18年に指定管理が始まりましたけれども、この5年間の各施設の検証、評価につきましては、我々もこの5年間、現場にも出向きましたし、直接、各担当職員とも話をして、できるだけ快適なスポーツ施設になるようには話し合いをしております。

また、この5年間のそれぞれの指定管理者の取り組み、それを評価することによって、温水プールであれば水泳連盟、

体育施設、屋外体育施設であれば施設管理公社に指定管理者評価シートというのをつくりまして、それぞれ体育施設における職員の資質向上のためにどのようなことをしたんですかとか、苦情、危機管理のマニュアルは持っておりますかとか、清掃業務はどうされていますかとか、研修会はどのようなことをされていますかとか、そういった自己評価を行っていただきました。

その中で、我々も現場で担当者にヒアリングをする中で、担当課の評価をし、政策推進課が設けております指定管理者の評価基準を満たしていると判断をし、今回の継続の指定管理者にふさわしいと判断いたしました。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 それでは、指定管理料以外の、市が直接払う経費の内訳としましては、先ほど申しました図書購入費、それ以外に図書館システム借上料、そのシステム保守委託料、あとは総合維持管理業務委託料、夜間機械警備委託料、自家用電気保安業務委託料、電波障害対策施設保守点検委託料、それに係ります電柱共架料、修繕料、これが市民図書館に係る経費です。あとは、鳥飼図書センターも同様に、総合維持管理業務委託料、夜間機械警備委託料、修繕料、図書購入費、図書館システム保守委託料、以上で市民図書館のほうは約2,400万円、鳥飼図書センターのほうでは約720万円、合計約3,100万円というのが市が直接払う経費になっております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 後から指定管理のほうもありますので、指定管理の基本協定書であるとか、仕様書、年度協定書等については、またそちらのほうでお聞きしたいと思います。

限度額が前年と比べて、努力もあって減っているということではありますが、軽易な修繕料は指定管理料の中に含まれると。大規模なものについては、別の費用として市が責任を持って修繕するということではありますが、明確な取り決めというのは、仕様書等でやられているのかどうか。といいますのは、図書館にしても体育施設にしても、指定管理者としたら、できるだけ経費を節減して、収入は管理料ぐらいしかないわけですので、人件費の削減をしてもって、経営基盤を何とか強化していこうという努力をされてきたでしょうし、これからもしていかなければいけないと思うんです。

そういった中で、市民が快適にその施設を利用できるようにするための修繕と、経費の節減の部分との綱引き状態になったときに、どうしても団体の経営が優先されるということで、市民の利用サービスのほうが後退しかねないおそれもあるんじゃないかと思うんです。きっちりと修繕についての線引き、この分についてはどこどこ、この分については市がやりますというのがされているのかどうか。

それから、先ほど具体的にお聞きしたのは、テニスコートの表面やフェンスのことをお聞きしたんですけど、それは指定管理者が指定管理料の範囲の中でやるべきものなのか、市が体育施設の維持管理予算の中でやるべきものなのか、どうなっているのか、それだけ確認させてください。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 修繕料の考え方なんですけれども、指定管理料の中に軽微なものも含めて、鳥飼図書センターと市民図書館の両館で150万円で、これにつきましては、指定管理者のほうでお願いしておると。それ以上の大型な修繕等

につきましては、協定書の中で協議をした上で、市が直接払う経費の中にそういった修繕料も含んでおりますので、それにつきましても協定の中で結んでいくという形で市と指定管理者、双方でしっかりと協議して修繕をやっていただくということで考えております。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 体育施設の修繕の基準でございますけれども、基本協定書の中でも管理施設の改修等という項目を入れておまして、本施設の大規模修繕であったり、改造、増築、移設、こういった主に政策的に行うような分については市が行うということになっております。

施設については、屋外体育施設であれば25万円、屋内であれば50万円といった金額を設定して、その範囲内でやっていただきたいというふうにしております。

○柴田繁勝委員長 それでは、ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開いたします。

議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号及び議案第86号の審査を行います。

本6件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、引き続いて議案第81号から86号までについて、指定管理に関わって御質問をさせていただきます。

きたいと思います。

先ほどの71号から継続するような形には一部なると思いますが、よろしくお願ひします。

先ほど、指定管理料の中に含まれる修繕料について御説明をいただきました。図書館につきましては、150万円以内のものについては、指定管理者が指定管理料の中でやっていただく。150万円を超す部分については、市の責任で大規模修繕をやるというような御説明をいただきましたし、体育施設につきましては、聞き間違いであれば訂正をお願いしたいんですが、屋内施設の場合は50万円、屋外の場合は25万円という範囲の中での修繕の役割分担というふうに理解をいたしました。

それで、この150万円、25万円、50万円ということについてなんですが、これは年間を通して、累計で、この金額になるまではそちらでやってくださいというものなのか、それとも単体の費用が150万円を超すようなものであれば市がやりますと、単体の工事で150万円以下のものは小規模ということであるのか、体育施設も同じですね。50万円、25万円がどうなのか教えていただきたいと思います。

先ほどのテニスコートのフェンスや体育施設等については、金額がどれぐらいかかるのかわからないんですが、これについては指定管理者がやるものなのか、市がやるものなのか、もう一度教えていただきたいというふうに思います。

それから、議案第81号の図書館の指定管理について教えていただきたいと思ひます。

図書館につきましては、ほかの施設とは違ひまして、直営から、はじめて公募によるプロポーザル方式によって、株式

会社図書館流通センターが選定されて、候補者として議会に上がってきているものであります。指定管理者の是非については、前議会において意見等を申し上げましたが、図書館に指定管理者を導入するという点については、今でも反対であります。しかし、今回の委員会については、指定管理者として出されてきているわけですので、反対という前提ではありませんけれども、中身についてお聞かせいただきたいと思っております。

この指定管理者の選定においては、やはり専門的な知見を持った方々も含めて公正に、公平に選定をする必要があると思っております。8月に選定委員会の要綱がつくられて、3回にわたって会議が行われ、選定が行われ、その結果については、5項目をそれぞれ採点表としてホームページで公開されましたし、資料をお願いしていましたところ、今朝、5項目の細目につきまして出させていただいております。

きょう出させていただいている分については、選定された図書館流通センターの点数だけですから、他との比較はできませんので、そういったことも含めてお聞かせいただけたらと思うんですけど、まず一つは、図書館流通センターです。この会社の概要、沿革、公共図書館の指定管理や委託の実績状況、これは評価のポイントの一つだと思いますが、その点を御説明いただければと思います。

それから、点数が6人の選定委員の中で、評価に基づいて一番高いところになっているということですが、どの項目も全部高かったのかどうかについてお聞かせいただきたいのと、それぞれの項目で、特に全体を通して、ほかの団体と比べてもよりすぐれている点についてということと、それから、この点についてはちょっと劣っているけれども、すぐ

れている部分で相殺できて、全体的なサービス向上にもつながるという点で選ばれているということがありましたら、その点について教えていただきたいというふうに思います。

それと、確認の意味も込めましてお聞きしておきますが、指定管理者というのは経費の節減という目的もありますが、一番の目的は市民サービスの向上という大きな目的があるわけです。

この会社に指定管理をお願いしたことによって、市民にとってサービスがどのように変わるのか。開館時間延長はどのくらいになるのか、休館日がどのくらい減って、年間の開館日数がどれくらいになるのか。

また、図書館のアンケート等をとられて、市民の要望の強かった新刊本、蔵書の充実というのもあったと思いますが、その点はどうか。また、貸し出しや返却の利便性であるとか、インターネットを通じての貸し出し、地域との活動の問題等々、どのように変わっていくのか、よくなる点、心配な点について聞かせていただきたいと思っております。

それから、先ほども少し御説明をいただきましたが、指定管理料の中に含まれているものと含まれていないもの、先ほど御説明がありましたので、含まれていないものについて、修繕料の150万円以上の区分について、電波障害対策施設保守点検委託料、電柱共架料や自家用電気保安業務委託料であるとか、図書購入費、総合維持管理業務委託料、夜間機械警備委託料等々、外部委託も中に含まれていますが、その点はどのようにして指定管理の中に含まれていないのか、その経緯についてお聞かせいただきたいと思っております。

それから、本会議の中でも議論になっておりましたが、指定管理をするに当たっ

て、これまで直接雇用されていた職員、非常勤職員や臨時職員、その中には司書資格を持っておられる方がたくさんいらっしゃいます。その方々の再雇用の問題、処遇の問題。

鳥飼図書センターにおきましては、施設管理公社のプロパー職員、司書資格を持っていらっしゃる4名の方々、市が直接雇用していらっしゃる臨時職員の今後の処遇について、改めて具体的にどのようにお考えになっているのかを、図書館については最初にお聞かせいただけたらと思います。

それから、その他体育施設について、引き続きお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの修繕料の役割の分担とあわせて、運営評価シートがあるというようなことでございました。運営評価シートの主な項目、先ほどもちょっとお話しいただいたかと思いますが、自己採点のチェックと担当部署のチェックをされているということで、評価をされて再契約という御説明があったわけですが、運営評価についても、やはり市民がなるほどなと思うような評価でなければ、指定管理者制度そのものの根底が崩れてくると思うわけです。

特に、運営評価をするに当たっては、それぞれの施設の対応に応じた専門家、外部の専門家などの意見なども取り入れながら評価をし、その評価が適正であるかどうかということが、教育委員会や評価をされている方は適正だと思っていられるでしょうけれども、やはり中身については、市民の皆さんにしっかりみていただくという準備も必要だと思うんです。その評価を適正にやっているということを示すことにもなりますので、透明性の問題もあるかと思いますが、その点

はどのようにされているのか。今回、継続に当たってどうなのか。

それから、今後3年間の中でどのように評価されるのか。この点は、図書館についてもお聞かせいただきたいと思います。運営評価についての体制をお聞かせいただけないでしょうか。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 修繕料の関係でございますけれども、体育施設を年間50万円、屋外体育施設25万円の設定でございますけれども、これは一施設当たりの年間を通しての費用として考えております。

契約につきましては、体育施設管理事業、屋外体育施設管理事業といった形で契約させていただきますので、例えば、テニスコートの25万円が一つのコートでオーバーするといったことも考えられると思うんですけれども、その場合については、他の施設の部分から流用するなりして、全体の経費の中でまかなっていただきたいと思います。と思っています。

それと、フェンスの修理でございますけれども、言われておりますフェンスの修理の内容が把握できておりませんので、一概にはいえないんですけれども、見積もりをする中で金額設定も出てこようかと思っておりますけれども、先ほども申しましたように、政策的にやる分、金額が大きな分については市でやっております。

例えば、スポーツ広場に防球ネットを立てたりしました。今回、温水プールのプール槽の改修をしました。ああいった大規模な改修に係る分、市として判断してやるべきこと、それらについては市で持っておりますけれども、フェンスが簡易に修理できるのであれば、それは指定管理料の中でやっていただきたいと思います。と思っています。

評価シートでございますけれども、指定管理者制度の更新に当たりまして、それぞれ市の各担当課で評価シートに基づきまして、各団体から出していただいたものを評価しているわけでございますけれども、これにつきましては、市全体のことにも関わろうかと思っておりますので、その辺については政策推進とも協議して、どのような形で透明性を図るのかといったことも協議する必要があるかと考えております。

今後3年間の評価につきましては、外郭団体につきましては、7月に外郭団体を集めての説明会の中で、平成22年度、23年度、24年度の方針が決められております。外郭団体への業務改革・改善、経営強化の取り組みの指針を、平成22年度に設けてくださいということであったり、平成23年度には検討委員会を設けるとか、そういった指定管理者制度の考え方がございますので、その中で我々も指定管理施設を所管する課として、連携を図りながら取り組んでいきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 何点か質問をいただいておりますけれども、私のほうから答えられる分については答えさせていただきます。

まず、図書館流通センターがどういう会社かというところからですが、図書館流通センターにつきましては、設立されたのが昭和54年12月。資本金につきましては、2億6,600万円。売上高につきましては、276億9,600万円、経常利益としましては、9,270万円。代表取締役社長につきましては、谷一文子さん、本社としましては、東京都文京区大塚にございます。それぞれ営業所が大阪、札幌、川崎、福岡、名

古屋、北九州、函館、盛岡、高山にございます。関連会社としては、いろいろとございます。

図書館流通センターの指定管理者としての実績でございますけれども、運営実績としましては、大阪府下でいいますと大阪狭山市、先月指定されたと思っておりますけど、大阪の和泉市、近畿圏でいいますと神戸市、加古川市、全国で117の図書館の指定管理者として図書館運営をされています。

大阪府立中央図書館、同中之島図書館、大阪市立中央図書館をはじめとする全国123の図書館で業務受託をされています。

民間企業の指定管理者のうち、図書館流通センターのシェアとしましては61%を占められております。受託機関の全国での構成比といたしますと、民間企業が約63%、NPO法人等が15.3%、公益法人等が14.3%、その他7.5%となっております。

全国の指定管理者導入図書館に占める図書館流通センターのシェアとしましては、38.6%となっております。

選定委員会のことでございますけれども、きょう配付させていただいた中で、6人の委員の中で499点を図書館流通センターが取られていますけれども、5項目すべてにおいてトップの評価点でございました。

特に、図書館流通センターがすぐれている点でございますが、我々が考えました中では、あとの3社と比べますと、人材の育成、職員の研修体制が全国的に充実されておると。働いておられるスタッフなんですけれども、すべての図書館で通用するエキスパートを目指すというのを全国目標にされておまして、独自のカリキュラムで体系的な研修を実施され

ております。

評価の中でもございますけれども、個人情報保護につきましても、特に重視した研修を行っておられます。定期研修もされて、各館ごとの研修や、地域ごとに集合もされての合同研修、専門性の高いスペシャリスト養成の専門研修なども十分にされているというように見受けられました。

あと、評価の中でもありますけれども、図書館ネットワークの構築ですが、そういったことも小・中学校に対する図書館を使った学習コンクール、そういったものの参加支援も行いたいというような提案でございます。

市立の小・中学校の学校図書室との連携支援、そういったところにおいても提案がありました。

市民図書館、鳥飼図書センターでも行っております読書会、市民ボランティア団体との協働、連携を図りながら継続、新規事業等で図っていくという提案がございました。

経費の削減というところから、市民サービスの向上がどういう点で図られたかにつきましては、図書館流通センターにおきましては、年間の開館日が3社に比べますと最も多い325日の開館と。これにつきましては、年度末の段階で蔵書整理期間がありまして、棚卸といえますか、そういったことで約10日間の休館をして、市民にも迷惑をかけておったんですけれども、そういったことを1日で専門業者のほうで蔵書点検を行うというような提案から、ほかの業者に比べますと、そういった部分につきましてもサービスの拡大が図られているという点がございました。

市が直接払う修繕料等の考え方です。総合維持管理業務委託料、夜間機械警備

委託料、自家用電気保安業務委託料、電波障害対策施設保守点検委託料などにつきましては、市の財政当局で一括で入札している関係上、この指定期間の平成27年度までの期間で、平成24年度末とか、そういった期間の継続性がございますので、市が直接払う分として指定管理料の中から除いた分という形で、市民図書館、鳥飼図書センターにおきましても、こういった分については市が直接払うという経費とさせていただいたと。

指定管理料の中には、経常経費としまして講座等主催事業、一般事務事業、図書館施設管理事業、図書館運営事業、そういった項目につきましては指定管理者のほうで、上限が1億1,000万円を計算させていただいた中で、提案が約9,200万円だったということでございます。

現状の市民図書館、鳥飼図書センターにおける非常勤職員の方の今後のこととございますけれども、指定管理の選定候補者であります図書館流通センターのほうで、年内に市民図書館と鳥飼図書センターの非常勤職員に個別説明会をさせていただくという設定で、今後の雇用形態、雇用条件等の双方の意見交換をした中で、再雇用、継続雇用について話し合いをされるという設定日が決まっております。

私のほうからは以上でございます。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 私のほうから少し補足をさせていただきます。一部重複する部分もあるかと思えます。

まず、修繕料が累計か単体かという話がございました。図書館の指定管理料に150万円を含んでおるとのことですけれども、これは累計額ということでございまして、現場の説明会におきましては、30万円以内の小規模な修繕につい

ては指定管理料からお支払いいただきたいと説明をさせていただいております。

想定いたしておりますのは、ガラスが割れてガラスを入れかえるとか、備品が何か壊れて修繕するとか、そういったそこで対応しなければならない分については、指定管理者に対応していただくという考えの下に設定させていただいております。

それから、図書館流通センターのどの点がすぐれていたかということでございますけれども、先の文教常任委員会で条例改正をいただきまして、指定管理者制度を導入するというにさせていただいたわけですけど、民間に5年間渡して、長期的な運営ができるのか、その中でどんな研修体制が敷けるのか、個人情報保護できるのか、そういった指定管理者制度のデメリットの部分の話がございました。そういった部分は、総務省の出した19項目の中にも入っておると思います。

そこで、この選定におきましては、まず5年間の指定をするわけでございますから、途中で倒産したり放り出されてしまうと困りますので、その会社の長期的な安定した基盤があるか。あるいは、今も申しましたけれども、ほかの施設でどんな実績があるのか。公立図書館としてどういうお考えでいらっしゃるのか。そういうところを重点的に聞きいたしました。

そこで、まず安定した基盤ということで、先ほど館長のほうが経常利益9,270万円と申し上げたかと思っておりますけれども、訂正させていただきますと、平成21年3月期の経常利益は14億2,000万円。これは予定でございますけれども、平成22年1月期の経常利益が9億2,800万円ということで、ちょっ

と単位がずれておりましたので申しわけございませんでした。

そういったところで、この選定の中でこの社は自己資本比率が60%を超えているということで、非常に高い評価をいただきました。

それから、実績につきましては、民間の指定管理の6割を占めているという非常に大きな実績がございます。

公立図書館の基本方針として、この社の考えておりますのは、図書館は地域の情報拠点という役割を果たしていきたいと。その役割を果たしていくことで、個々の市民が抱える問題解決につながり、みずからで問題解決する力を身につけ、活力ある市民が暮らす活気ある自治体にするんだと、こういうことをおっしゃっています。これは、私どもが生涯学習推進計画に掲げております、生涯学習推進のコンセプトとしては同一でございますので、そういった点につきましても高い評価であったと思います。

職員体制でございますけれども、これは館長、副館長、正職員の配置が他社に比べて大きかった、臨時職員よりも正職員の配置をたくさんしておられたということがございます。

ただ、劣っていた点ということでございますけど、劣っていたというわけではないんですけれども、他社に比べて、臨時職員も含めまして職員の配置が若干少なかったという点がございます。

ただ、これにつきましては、プレゼンテーションの中で質問をいたしまして、プレゼンテーションには社長がおみえになっていたわけでございますけれども、その分については、4月から臨機応変に対応していくという言葉いただいておりますので、事業計画に沿った事業をしていただける職員配置をしていただける

ものと考えております。

それから、研修体制につきましては、先ほど館長が申しましたように、大きな会社でございますから、全国的な集合研修、あるいは館ごとの研修、図書司書もいらっしゃいますから、いろいろな専門研修もしていただけるということで、この辺も非常にポイントの高い点でございます。

危機管理につきましても、きちっと危機管理マニュアル、あるいは個人情報保護のマニュアルを作成しておられました。そういった点もポイントは高かったと思います。

事業提案でございますけれども、たくさんの方の事業提案をいただいております。その中で、私どもがこの図書館を出し出すときに図書館ネットワークの構築、生涯学習を支える図書館、子どもの読書活動を推進する図書館、市民に親しまれる図書館、これを摂津として掲げて図書館をやりたいということで、募集要項に重点項目として挙げさせていただきました。

その中で、少し例を挙げさせていただきますと、この6月に子ども読書活動推進計画第2次版を出させていただきました。その中で掲げておったところが、小・中学校との連携というようなことが未達ということで挙げておりましたが、そういったところにつきまして、この社につきましては、学校図書館との連携、支援をやっていくと、これも私どもといたしましてはポイントにさせていただきました点でございます。

それから、本市の場合は産業都市ということでございまして、多くの企業、3,700社の企業がございまして。その中で、提案事業の中で地元企業とのタイアップをやっていきたいと。図書館を通して、そういったことでまちおこしをしていき

たいというふうなことが出てまいりました。企業との、具体的には商工会との連携といったことも提案しておられますけれども、そういった提案は他社にはない点でございます。

開館日でございますけれども、条例上、9月に上げさせていただいたときは315日。275日が315日ということで、開館日が40日拡大するという点で提案させていただきました。応募をかけました。

その開館日について、もう少し提案事業はございませんかということで挙げさせていただきまして、出てまいりましたのが、先ほど館長が申しました蔵書整理期間、年度内に現在は10日を占めておりますけれども、その分については1日でやるということでございました。条例上、蔵書整理期間については規則に回しておりますので、この分については条例の改正はないものと考えております。

それと、専門的知見ということでございましたけれども、選定委員会には行政の職員が4名と民間の方2名に入っていたいただきました。民間の方は、税理士と図書館協議会の委員ということで入っております。行政も含めまして、それぞれの立場で厳正に審査して、この結果になったと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 続いて、質問をさせていただきます。

幾つか体育施設、図書館の指定管理について詳しく御説明をいただきました。

体育施設についてですけれども、運営評価について、透明性や説明責任の問題は政策推進課とも相談をしたいということですが、運営評価のチェックシートが書かれて、行政の方が見に行くと

いうことでありますけれども、継続をするに当たって、継続3年間という方針はありますけれども、運営評価について第三者機関であるとか、指定管理者を選定するときのように選定委員会を設けてとか、運営評価委員会というような形でされているのかどうかという点はどうなっているのか。

それから、選定にしても運営評価にしても、市民が知りたいときに見ることができると、こういった点で適正に評価されているんだということは、積極的に出していただくことが市の姿勢としてはいいのではないかなと。請求があったり、住民の情報公開条例に基づいてという形ではなくて、このような運営評価をしましたと同時に、指定管理者の継続については、摂津市の方針が、今後、具体的にはこういう形でやりますという中身については、明らかにしていく必要があるのではないかと思いますけど、それが政策推進課との協議が必要だという点については、わかりにくいです。

指定管理者については、教育委員会所管だけではございませんから、全体の影響もあるのでということだと思いますけれども、実施されている、責任を持っている所管としては、積極的にどんどん出していく方向でやるべきではないかなというふうに思いますが、そのことについて教えていただきたいなと思います。

それから、継続したこととあわせて、今後の3年間の運営評価をどのような体制でやっていくのか、そういうことが考えられているのか。今までと同じように、平成22年度は、基盤強化のための努力をしてくださいよとぼんと投げて、平成23年度は検討委員会を開くという具体的なスケジュールがありましたけれども、そういった今回の特別な理由でのスケジュー

ルとは別に、今後継続して運営評価をしていくような体制づくりというはあるのかないのか、どう考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

基本協定書がこれから締結されていくということ。更に、細かく仕様書がされていく、各年度での協定書が締結されていくと。そういったものが既に案としてできているのか。これから委員会審議が終わって、議決を得た後に検討されて追加されたり削除されたりという作業があるのかどうか。

私は、委員会、議会で指定管理としてお願いするわけですから、今わかる範囲の最低限の協定書の中身については明らかにした上で、その中身で協定を結ぶというのが筋ではないかなと思うんですけど、その点のスケジュールはどういうふうになっているのか。

それと、修繕についても金額が決まっております。指定管理料の中でお願いするというのがどうやら基本のようなんですけれども、その範囲の中でやることと、市民からの要望、ここがこうなっているから何とかしてほしいということに対しての対応策として、それは市の所管の担当レベルで指定管理に対してものが言えるのかどうか。

それから、更新をする上において、全体の施設に行ってチェックをして、市としてここは直さなければいけないよと、これは、指定管理の中に入れてくださいというお願いをした上で、指定管理をしなければ、後から出てきて、これは150万円以内だからおたくでやってくださいよという話になったときに、指定管理者としたら、自分たちの自助努力の中でやりますから、応急措置だけで済ませてくださいということであれば、市民サービスにも影響してくることがあるのでは

ないかと思うんですけれども、その点の経過、そういったきちんとした打ち合わせもされた上で継続されているのか、それとも、安易に3年間は継続だから、この3年間でやろうという形になっているのか、その点ははっきりさせておきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、水泳連盟についてです。

今回の指定管理者の3年間の延長については、基本的には外郭団体のあり方が大きな焦点になっていたかと思います。水泳連盟であるとか、今回は所管ではございませんけれども、社会福祉施設で外部の団体もあって、そこも同じように延長という形になっていますが、その辺、外郭団体との違いがあるのに、同じように扱われていることについてはどうなのかということ。

それから、これも本会議で議論になりましたが、代表者の方について、摂津市の行政に直接的影響力はないけれども、間接的、道義的に影響力のある府議員が理事長になっていらっしゃるという問題が大きな問題になってきていますが、そのときの本会議の答弁は、法律上、問題がないので提案したということでありました。その点についての見解を改めてお聞かせ願いたいと思います。

社会福祉事業団については、ここにはありませんので、市長が代表ということについてはここでは聞きませんが、府議員が理事長になったものが、法的に問題がないという形で、議案として出されてきたということについて、見解をお聞かせいただきたいと思います。

図書館について、かなり詳しく御説明もいただいているわけなんですけど、概要や売上高、自己資本比率等、もちろん大きな会社ですので、私どもが、ホームペー

ジや四季報を見て調べるということもあるんですけれども、やはり指定管理者として契約をするという上では、あらかじめこういった会社ですという説明が、資料としてあって然るべきではないかなと思いますので、その点は意見として申し上げておきたいと思います。

いろいろとすぐれている点というのが示されました。聞いていますと、これは本来、直営でやるべきものが民間企業の中で提案されてきて、うちがやりたかったものやってくれるんやということで、お願いをしないといけないというのは本当に残念なことです。

ただ、そういった形で提案されたもので選ばれたということではありますが、それでは、摂津市でやると1億5,900万円ほどかかるものが、九千数百万円で指定管理者がやれるということについて、どういうふうを考えていいのかなと思うわけです。

今回の指定管理者を募集される上で、申請書の添付書類の中には収支計画書というのがあったと思うんです。収入がこれだけですと、例えば、図書館の場合でしたら指定管理料、複写機の使用料ぐらいでしょうか。ほかに収入があるなら教えていただきたいです。支出の部分については、主には人件費が中心になってくるかと思うんですけれども、人件費がどうなのか、そういったところが関わってくるかと思いますが、収支計画として収入、支出で、1年ごとの収支計画書が出ているはずですので、5年間、収支計画としてどのように見込んでおられるのか。

それから、一番大きな人員の配置について、先ほども少しありました正社員の配置が多いというメリットをおっしゃってましたし、研修や人材育成、非常にメニューも多いし熱心だということで、

これもプラスの面だと思うわけなんです
が、館長が、今はお一人で兼務していらっ
しゃいますが、今回は館長がどういう配
置なのか。副館長は、恐らく1館ずつ二
人いらっしゃるのかなと思うんですが、
それにプラスして正社員、雇用形態です
ね、長期的に人材育成をしていくという
上であれば、有期間での短期の契約では
なく、長期的に、期限の定めのない雇用
の下でやるのが筋ではないかなと思いま
すが、雇用の形態を。

それから、要項の中に基準となっている
司書資格を持っている方が65%以上
必要だという条件がありますが、司書資
格の方の人数、その配置状況もお聞かせ
いただけたらと思います。

それから、図書館の貸し出しとか返却、
図書館全般にわたってのシステム料は、
指定管理料とは別個になっているという
ふうに御説明いただいたんですけども、
これは、今までに摂津市が使っていたシ
ステムを活用するのか、図書館流通セン
ターの持っておられるシステムを使うの
か、その点について教えていただきたい。

それから、個人情報の問題も非常に重
要な問題になってくると思います。民間
企業だからとか、公的機関だからとかい
うことは関係なく、やはり個人情報とい
うのは非常に重要なことであります。

特に、どんな傾向の本を読んでいるの
かということについても、大事な個人の
情報に関わってくる問題です。これが、
一つのところに集められていくというこ
とについて、非常にいろんな心配をされ
る方もいらっしゃいます。

そういった点で、個人情報の研修が非
常に充実していらっしゃるということな
んですけども、具体的に個人情報の保
護について、どんなふうな施策がとられ
るのかということがありましたら教えて

いただきたい。

それから、図書館システムの構築の上
で、学校との連携ですとか、例えば公民
館の図書室との連携ですとか、先ほどお
聞きしたら、地域経済の貢献なども考え
ていらっしゃるということではありますが、
図書館としての情報発信、図書館内部の
問題についての情報公開、市としてここ
は情報公開しなさいよというようなこと
については、もちろん市がやってもらえ
るかと思えますけれども、市民の方から
どうなっていますかということについて、
直接的に指定管理者が受け入れられる体
制があるのかどうか、その点について教
えていただきたいと思えます。

あわせて、図書館ですので直接、市民
の方と接する場所ですね。ですから、図
書館長だったら、よく経験されて苦労さ
れていらっしゃるんじゃないかなと思う
んですけども、例えば、利用者の方か
ら図書館に対する苦情であるとか、又は
ご要望であるとか、そういったものが、
利用者にとってみれば指定管理者であろ
うと市の直営であろうと関係なく、やっ
ぱり図書館の方に言ってこられると思う
んですけど、その辺の苦情に対する適切
な対応、要望に対して真摯に答えていく
対応、そういったことについてはどのよ
うな考えを持っていらっしゃる会社なの
か教えていただきたいと思えます。

それから、協定書や仕様書のことに
ついて、改めてもう一回聞きたいんです
けれども、最終的には幾ら指定管理者で
お願いするとしても、図書館の運営責任
は摂津市にありますし、蔵書の管理につ
いても、最終決定は摂津市にあるとい
うふうに募集要項の中には書かれていま
すが、その辺、摂津市としての指導性や
図書館行政の主体性を、これだけすぐれた
と思われる会社との関係で、どのように

発揮されていくのか、市の機構改革もございませうけれども、図書館に対してどのように関わって主体性や指導性、市の方針に立った打ち合わせや対応がとれる体制がとられているのかについてお聞かせいただきたいと思ひます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 それでは、体育施設の関係でございませうけれども、評価シートを担当課が評価をしておりませうけれども、選定委員会等、そういった外部機関の方も入れた協議をしているのかといったことでございませうけれども、これにつきましては、生涯学習スポーツ課の担当のほうで評価をしておりませう、特にそういった委員会とかを設けて評価をしているわけではございませう。

このシートの取り扱いにつきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、担当課のほうとも協議していきたくと思ひておりませう。

今後3年間の評価でございませうけれども、この5年間の評価シートを出していただきませう、私どもも現場に出向いてヒアリングをする中で、水泳連盟、施設管理公社が思っておられる評価と、私どもが求めるレベル的なものが若干違った点もございませう。必ずしも、市民サービスの点なんかでいいませうと、よりよいサービス向上というのは、いろいろな方の意見を聞く中で、現場の声、また外部からみた声、それを合わせながらサービス向上に努めていかなければならぬと思ひておりませう。今回の評価を打つ中でも、そういった差が若干ございませう。

そういったことから、今後3年間、各指定管理者にはいろいろな経営努力も求められておりませうけれども、私どももできるだけ現場と意見交換、また、そういった連絡会等も開催する中で、よりよい施

設管理をつくっていきたくと思ひておりませう。

基本協定書、仕様書、年度協定でございませうけれども、議決をいただきませう、その後、基本協定書、あわせて仕様書を締結することになってまいりませう。それと、年度末には次年度の年度協定を交わしていくというスケジュールでございませう。

修繕料の取り扱いでございませうけれども、毎年、予算要求の時期に各施設の指定管理者のほうから修繕に係ります計画というのが上がってまいりませう。

特に、大規模修繕、政策修繕を必要とする分につきましては、年度計画を立てていただく中で、今年度はここを修繕する必要がありますといった計画が上がってまいりませうので、そういった資料を基に、私どものほうで体育施設維持管理事業の政策修繕として上げさせていただいておりませう。

必ずしも大規模な修繕だけを市が担うのではなく、指定管理料の中で行えない分については、市の持っている予算の中で行う場合もありますが、主に軽易なものについては、指定管理料の中でやっていただきたいということで設けておりませう。

水泳連盟の件でございませうけれども、外郭団体と同じ扱いということでございませうけれども、平成22年6月に出ました指定管理者制度導入に関する指針の中で、現在の指定管理制度を導入している施設、これには温水プールも含まれるわけですが、これについては当面、現在の指定管理者を指定するという事になっておりませうので、温水プールにつきませうも引き続き3年間、指定管理をしていきたくと思ひておりませう。

理事長の件でございませうけれども、議

会のほうでもございましたように、私どものほうも府会議員が理事長という役職につきましては、地方自治法、並びに公職選挙法に抵触しないという判断で現在まで至ったところでございます。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 幾つかある中で、順番に答弁させていただきます。

収支計画書のほうからでございますけれども、指定管理者のほうから計上されてきましたのは、先ほど言いましたように、単年度9,224万1,000円、5年間で4億6,120万5,000円になるんですけれども、収入としましては、図書館流通センターが計上しているのは、あくまでコピーの利用料と、市からの指定管理料の2点でございます。

支出に関してでございますけれども、大きく分けると、人件費、物件費、事業費の3区分になるんですけれども、9,226万6,000円に占める人件費なんですけれども、館長の話も出ますけれども、館長を鳥飼図書センターとの兼務で1名、副館長をそれぞれ1名ずつの2名、その他のスタッフ・職員で13名を計上されています。人件費の中には研修費も計上されております。人件費関係で約6,500万円ほど計上されております。

物件費でございますけれども、消耗品費、印刷製本費、光熱水費等がございますが、この光熱水費が約790万円計上されております。

事業費としましては、図書館事業費、生涯学習事業費ということで、これも約780万円計上されております。合計で9,226万6,000円ということで、これが5年間同額で計上されております。

館長と副館長の配置ですけれども、スタッフの有資格者の配置の割合ですけれ

ども、これは65%以上が市がお願いした分でございますので、これは65%以上確保という形の採用をしますと提案されております。13名と、副館長については有資格者であると募集要項上はうたっております。

貸し出しと返却の図書館システムの継続でございますけれども、これは今年度、システムを更新した関係で、同じ三菱電機の図書館システムを継続という形になります。

苦情、要望等の利用者の声を、こういった形に対応されるかということでございますけれども、個人情報も含めてでございますけれども、個人情報につきましても、先ほど言いましたように、守秘義務は当然でございます。

特に、図書館流通センターにつきましては、個人情報の保護に積極的に取り組んでおられて、2005年12月にプライバシーマークを認定取得されております。これは、JISQ15001という個人情報保護に関するコンプライアンス、プログラム要求事項に基づいて運用されると聞いております。

守秘義務としましては、当然、利用者に関わる個人情報が集積された図書館システムでございますので、スタッフは日々の業務上、当然、そういった個人情報を取り扱いますので、図書館員として地方公務員法でいわれています秘密を守る義務、図書館の自由に関する宣言の中に、図書館は、利用者の秘密を守るという項目がございます。これについて、徹底されて研修等もされるということで、個人情報保護についての教育体制、監査体制ということで研修体制は充実されております。

研修体制においては、2003年度から東京の本社及び各地で個人情報保護に

関する研修を実施されています。同時に、雇用契約の際に、特にそういった個人情報保護に関しての項目について詳細に話されて、契約を結ばれるというような提案内容でございます。

協定書のことでございますけれども、協定書につきましては、募集要項の中に協定に関する項目がございまして、協定については、2月ごろと募集要項ではうたっております。それまでに申請書、事業計画書にいろいろと提案がございすけれども、その提案に基づいて業務の実施、目的事項等について協議をした上で締結と。

項目につきましては、目的から始まりまして、指定管理者の責務、管理物件、指定期間、管理運営業務の基準等いろいろとございます。27項目にわたって協定を結びたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 私のほうから少し補足させていただきます。

市民の方から苦情、要望等があったときの対処はどうするのかということでございましたけれども、この分につきましては、利用者からそういうことがあった場合にどう対応されますかということで、私どもが質問をいたしまして、ご提案をいただいております。そうしたときには、必ず館長に報告して対応策を講じるということも提案いただいております。

それから、この図書館流通センターという会社に、専任の接遇インストラクターが定期的に訪問して、研修実施をするというようなこともございます。

それから、たくさんの館を指定管理しておられますから、それぞれの図書館で似た苦情や要望も多くございまして、そういったものをまとめて、そういう事案

が起きたときには、適切な処置をするような、アドバイスというか、そういったものをインターネットを利用して共有しているというようなこともございます。

協定書の件でございますけれども、館長も申しましたけれども、これから指定いただきましたら、来月に入りまして1か月ないし1か月半ぐらいかけまして、協定書の中身を指定管理者と詰めていくという作業に入ります。協定書、仕様書を作成いたしまして、透明性という話がございましたけれども、現在考えているところでは、その協定書を作成して締結するにつきましては、これまでの指定管理で締結してまいりました方法と同様の方法をとっていきたいというふうに考えております。

それから、指定管理に任せて摂津市の指導性ということでございますけれども、蔵書につきましては、図書購入費は外出しいたしております。図書購入費はどうなるのかという、先の質問がございましたけれども、それは外出しいたしておりますので、私どもは、できるだけたくさんの購入費をつけていただきたいと思っておりますけれども、これは財政の査定ということになりますので、この削減した額に相応するような図書購入費をつけていただきたいと思っております。

それから、今の質問とは別でございますけれども、指導性ということでございますけれども、そういったことで選書につきましては、最終的には摂津市が決定するというので、選書会議は週1回ありますけれども、そういった分につきましては、市職員が1名は入りまして、そこで選書会議で選定し、なおかつ最終決定は、今のところは担当課長がするというので考えております。

どのような関わりということでござい

ますけれども、指定管理を出します限りは、行政として指導しないといけない部分はありますけれども、できるだけ民間のノウハウを生かしていただいて、民間で事業は展開していただきたいと。できるだけ意見を挟むようなことは避けたいとは考えております。

市として主体性、指導性をどう持っていくかという話でございますけれども、選書についてはそういうことでございます。自治法上や摂津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の中では、年1回は事業報告ということしかございませんけれども、今後の協定の中に入りますけれども、年4回ぐらいは、図書館ではなく会社のほうから来ていただきまして、市と事業内容について協議させていただく。それから、1か月ないし2か月に1回は市民図書館、鳥飼図書センターを管理する指定管理者と協議をしたいと考えております。

一番大事になるのは、ここで指定管理を入れまして、事業がいいものがありますよということでございますけれども、これは事業提案をいただいているわけでございます、実際には来年4月から、どのように確実に運営していただくかということが大切なことであろうかと思っておりますので、図書館業務については評価、点検、きっちりしてまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤薫委員。

○安藤薫委員 運営評価のことについて、図書館だけでなく体育施設について、評価をやっていく上で客観性とか透明性というのは非常に大事だと思うんです。これは市にとってもそうですし、指定管理者にとってみても大事なことです。もちろん、一番は市民にとって大事なことだと思うんですけれども、それをきっちり

と行って透明性を確保していくと。市全体というよりも、それぞれの所管している委員会で積極的に出していくことによって、市民と指定管理者、市との関連性というのも強くなるんじゃないかなと思います。

本来、直営であれば市と市民との直接的な話になりますが、そこに指定管理者がいらっしゃるがゆえの運営評価ということになるわけで、その点の考え方をもう少し、大きな方向性として積極的に評価について、評価項目とか評価の配点の仕方、選定や実際に運営されているところの評価とか、そういったものを明らかにしていく。

それから、モニタリングなども行って、それも明らかにしていく中で、透明性が確保されているからずるいことはしていないというのは、当然、みんなが思っていますけれども、より一層信頼を増していくというようなことになるのではないかと思いますので、その点の運営評価について、より細かく、詳しくきっちりとしたところで議論を行っていただいて、外部の方も入れてやるような体制をつくってほしいと思うんです。

その上で、評価のやり方や配点の仕方、モニタリングの結果というのを公表しながら進めていくことがいいのではないかと思いますけど、そういうお考えについてお聞かせいただけないかというふうに思います。

それから、協定書、仕様書については議決後に、当初の27項目の要項の中にあつたものを基に進めていくこととありますが、現段階で決まっている中身と、まだこれから詰めなければいけない中身というのはあるのかどうか。詰めなければならないものについては、例えばどんなことがあるのかだけは教えてい

ただきたいと思います。なければ、大体これで、今回の募集要項の中で、相手側が出してきた申請書や提案をそのまま協定書にしていくのか。していくのであれば、それで結構ですし、そうでなくて、もう少し詰めなければならない点、損害賠償の点や費用分担、指定管理をしている中で備品を購入したときの所有権の帰属の問題等、そういったものはどういうふうになっているのか。後々もめないために、もう少し細かい仕様をやっていくのであれば、その点についても事務的な詰めということを御説明いただきたい。

それから、大きく指定管理者として我々が知っておかなければならない問題として、大体これで固まっているのであれば、それで結構なんですけど、その点があるのかないのか。資料とか協定書案とか何もございませんので、ばくっとした質問で申しわけないんですが、その点についてお答えいただきたいと思います。

システム関係については、同じ三菱システムということですが、これは摂津市のオープンシステムにつながっているようなものか、システムがよくわからないんですけども、市が管理するものなのか、指定管理者が購入して、指定管理者が独自にやられることなのか。それから、情報の保管場所はどこになるのか、その点は教えておいていただきたいと思います。

雇用形態が、ちょっと漏れていたのかなと思うんですけど、人員配置でいきますと、先日の本会議では、直営では図書館と図書センターを合わせて25名をどうされるのかという質問もあったかと思いますが、現段階の人数が平成22年度においては22名というふうに思っているんですが、指定管理者になりますと、館長は今までどおり兼務で1名、副館長

がそれぞれ1名と。そのほかの従業員は合計で13名ということですか。そこをもう一度教えていただきたい。

雇用形態は、正規で直接契約という御説明があったのでわかるんですが、その直接契約でも最近、問題になっておりますが、有期雇用の場合がございまして。期間を1年とか2年と決められた上で、その後で切られて、また新しい人へという問題が社会問題化されています。

事業そのものがストップすれば、そこで有期雇用の方々の仕事がなくなるということはあるのかもしれませんが、基本的に図書館というのは5年間継続されるわけですから、継続の期間については少なくとも雇用契約を結んでいて、きちんとした研修の下で、人材育成もされながらやっていただけるのかどうかという点について、お答えいただきたいと思います。

それから、収支報告をお聞きして、収入があって、支出があって、人件費が割合としては一番高いです。それでも、なおかつ指定管理者がやっていけるというところで、しかもサービスがこんなによくなるというところでいくと、どこが経費の削減を会社としてやられるところなのかと思うと、やはり人件費のところなのかなど。もちろん図書館運営でいえば、スケールメリットやノウハウがありますから、一定の経費の削減というのは可能ですけれども、しかし、一番大きな割合を占めている人件費の問題について、年内に再雇用についての説明会をされると言いましたけれども、それでぽんと投げ渡してしまうのではなくて、雇用の条件が大きく変わってしまうと、これまで頑張ってきた方々の生活にも関わってくる問題で、そこにもきちんと最後まで責任を持つというのは、雇用者と

して、市役所だけでなく民間企業にもいえることだと思うんですけれども、必要なことだと思います。

ですから、雇用の形態を把握していらっしゃるのかどうか。ホームページで会社の募集を見ますと、時給幾らだとかいう形で募集されておられるようですけれども、その辺のことについてどうお考えなのか、再度お願いいたします。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩をしたいと思います。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 1時 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

先ほどの質問に対しての答弁を求めます。

宮部部長。

○宮部生涯学習部長 評価モニタリング等、協定書の件につきまして答弁を申し上げます。

委員のご指摘のように、評価モニタリングは大変大切なことであろうと考えております。

図書館におきましては、館長諮問機関として図書館協議会というのがございまして、それは民間の方が構成員で、今は図書館長にご意見をいただいております。指定管理になりますと、公設の館長のために設けられております図書館協議会というのは、なかなか物が申しにくいということもございまして、私どもといたしましては、先ほどございましたような運営協議会、外部の方を構成員とした運営協議会というのをできることなら設けたいと考えております。

この運営協議会につきましては、他の指定管理の施設につきましても導入ということをして市として検討されているようでございますので、この分につきましては、図書館、他の指定管理施設も含めて考え

ていくということになろうかと思えます。

協定書につきましても、今、私どもは素案というのを持っております。それで、おおむね募集要項に沿った形で協定書を結んでいくということになろうかと思えます。

ただ、委員が申されましたように、損害賠償とかいったときにどちらがどう持つのか、細かい部分につきましては、来年に入りまして、そういうところを協定書の内容について詰めまして、協定書を締結するというということになろうかと思えます。

この協定書を開示するかどうかということにつきましては、これは他の指定管理施設も同様に協定書を結ぶということがありますので、それも市全体の中でどのような形で開示するか、するかしないか、そういったところは市全体で検討してまいりたいということでございます。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 今、部長から協定書の素案について答弁がありましたので、あと一点だけ、図書館長としまして気になる点というか、来年の協議に向けてについて答弁をさせていただきます。

指定管理が平成23年度から導入になるんですけれども、市民図書館への人員配置をもう一度、確認の上で述べさせていただきます。

市民図書館のほうは10人、その内訳としましては館長1名、副館長1名、非常勤職員3名、常勤職員5名の10名。鳥飼図書センターにおいては全体で6名、内訳としましては副館長1名、非常勤職員3名、常勤職員2名という形の6名となっております。

この分につきましては、現在の人員配置から申しますと、4社からの提案の中で、人員配置につきましては16名とい

う提案をいただいています。その提案につきましては、今後、来年からになるんですけれども、協議、話し合いを進める上で、現状の部分との差がありますので、その辺の部分についてしっかりと協議して、適正な配置になるのか。この16名につきましては、図書館流通センターにつきましては営業所等もございますから、バックアップ体制をとるという提案をいただいております。図書館流通センターは、この人員配置で臨むということ聞いております。

雇用形態につきましては、当然、指定管理になりましても、今、市でも非常勤職員につきましては1年の雇用形態で結ばせていただいています。その分につきましても、指定管理者におきましても常勤社員について1年の契約社員として雇用されて、これは他市の事例もありますけれども、同様に1年ずつ契約更新されて継続されているという部分でございます。

システム管理をどこが管理するのかという部分につきましては、指定管理者が行っていただくと。これにつきましても、先ほどから言っていますように、個人情報保護、守秘義務等をしっかりと確認もしていただきながら、個人情報を守っていただきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 先ほど温水プールのごことで再質問を漏らしましたので、もう少しだけ、本会議場では、法的にも問題もないということで、提案も問題なしに提案されていたけれども、本会議場でいろんな議論になってきました。

今回、きょうの委員会の冒頭に教育長からも報告がありましたが、急遽、理事長が辞任されて、代表者がかわるといような報告を受けたわけですが、こうい

た事態になったんですけれども、そもそも府会議員という立場の方が、理事長になっている団体と指定管理をやるという点で、法律上は問題ないからという形で出したことについては、現段階で、どんなふうな認識をしてらっしゃるのか確認をしておきたいと思うんですね。

今回は、こちらからの働きかけによるものなのか、又は先方の自発的な辞任ということになっているものなのか、ちょっとはかり知れませんが、結果としてこういうような形になってきて、違う方が職務代行について、ちょっとイレギュラーな形での指定管理の契約になってくるわけで、最初からその辺のことについては詰めておれば問題なくということになった可能性もあるのかなと思います。

そういった点で、改めて今後、いろいろな市との契約を結ぶ際に、法律的には問題ないけれども、大きな影響力を持っている方が代表している会社との契約ということについては、やっぱりきちんとした整理をしていく必要があるのかなと思っております。

その辺の見解をお示しをしておいていただけたらなと思いますし、又は、逆にその理事長が簡単にかわってしまう団体で本当に大丈夫なのかなというように、そういうような話にもなりかねないことだと思いますので、その点、認識だけお聞かせください。

それから、今、ご答弁いただきましたほうに移ります。

指定管理者の件でございますが、運営評価の問題等、検証についても図書館協議会でなくて、別の運営委員会のような形のを考えていきたいということでございますので、ぜひ図書館だけでなく、いろいろな指定管理があるわけですから、運営評価について第三者的にきちっと評

働して、モニタリングもして、そのモニタリングやその評価の項目の正当性とか、公平性ですとか、透明性を図っていただくということを、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

これは意見として申し上げておきたいと思います。

それから、人員配置のことにつきましては、現状の人員配置よりも今回、図書館流通センターのほうが人員配置は少ないけれども、営業所があってそこでのバックアップ体制がとられるというようなお話であります。

これまでも、すべて二十数名の方が図書館に出ておられたということではないと思います。その日に何人体制で図書館の運用をしているのかというようなことが重要になってくるかと思っておりますので、その点をぜひ詰めていただきたいというふうに思います。

いろいろなサービスを提供されていくということは、やはりサービスが提供されてくれば市民の利用もふえますし、市民がまた図書館に求めてくるものもふえてくると思うわけですね、その辺ももちろん織り込み済みのことだと思いますが、そういった声を図書館流通センターの窓口だけでなく、市としての要望として吸収していただいて、生かしていただくような体制がやっぱり必要だと思うんです。苦情の問題しかりです。

市としての独自性ですとか、主体性を図っていくという上では、やはり市の教育委員会の中、担当部署でも図書館運営であるとか、もちろん読書活動推進方針であるとか、教育方針ということ、大きなところから大所高所、そして専門的な分野から図書館流通センターとの協議をしていただいて、もちろん主体的に話をしていただくというようなことが必要に

なってくると思うんです。

機構改革もあります。図書館からは職員が引き上げられるわけで、専門性や仕事の継続性の問題でいうと、きちんとした担当者が必要になってくると思うんですね。

機構改革でいろいろ仕事が、業務も大きく変わってきますから大変かと思うんですけれども、その点、図書館についての専門的な分野、担当者、担当者の係というものがきちんと設けられるのかどうか、それは確認させていただきたいなと、教えていただきたいというふうに思います。

本来ですと、市が直営でやって市民の皆さんからいろいろな要望を受けて、こういう対応をしていくということであれば1対1の関係で、図書館行政を進めていくことができますが、民間会社が指定管理者として間に入って三者という形になりますから、より一層、検証や市の主体性や、透明性が非常に問われてくると思います。指定管理者だからこそ必要なものが出てくるわけで、そこをおぎなりにせずに、一分野として、部署の中で位置づけをしていただきたいというふうに思います。

あとは修繕費等々につきましては、先ほども申し上げましたように、指定管理料の中に含まれるものですから、やはりきちんと更新のとき、若しくは年度事業計画のときには、市の担当の方も施設をチェックしていただいて、やらなければいけないことについては、指定管理者任せにせずに、市としても内容をチェックした上で施設の改修については積極的に進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

質問のほうは2点です。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 温水プールの理事長の件でございますけれども、理事長につきましては、平成20年5月に摂津市水泳連盟が理事会に諮られまして、府議が理事長に就任されておられます。

そのときは府会議員でいらっしゃいましたので、理事長になられる折にそういった法律に抵触するかしらないかということとは十分吟味されていたと思います。

それで、私どももそういうことを吟味いたしまして、当該団体の契約の相手方ではないということで、受理いたしまして理事長に就任していただいたところでございます。

狭義か広義かという先般の本会議の議論がございましたけれども、私どもその時点では広義という法解釈の中での解釈はしておらなかったというようなことでございます。

そこで、今般は上程をさせていただきまして、本会議でああいう状況になったわけでございますけれども、今回の理事長の職務代行者への交代につきましては、私どもそういったところで私どものほうから何か申し上げたということではなくて、それは理事長である府議が政治家としてあるいは人として、検討されて今回こういう結果になったと考えております。

今後、こういった件が出てきたときの取り扱いということでございますけど、この分につきましては、法解釈のみならず、そういった点も十分検討して、対処してまいりたいということでございます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 機構改革後に図書館を担当される部署、担当係がきちんと設けられるかという点について、ご答弁をお願いします。

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午後1時16分 休憩)

(午後1時17分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

先ほどの質問に対して、宮部部長。

○宮部生涯学習部長 指定管理になりますのは平成23年4月1日からということでございます、今、まさに機構改革を進めておるところで4月1日からそういう体制で行うということになります。

そこで、今、考えておりますところは、生涯学習部に文化スポーツ課、それから生涯学習課という2課を置きまして、図書館につきましては指定管理者でございますから、生涯学習課長が担当の課長ということでやらせていただくということでございます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 機構改革ですから、これからの話ですからね。私も民間委託は是といたしませんけれども、例えば給食も2校で民間委託をされた。しかし検証するという上では学校長がいらっしゃったり、それから検証をするための栄養士がいらっしゃったりとか、市直営でやっている部分がありますから、きちんと対応して話ができるというような体制になっているのかなとは思いますが。図書館の場合は完全に指定管理ということになりますから、市の担当がいなければ、全部お任せ状態になってしまう。

課長がというても、例えば人事異動で来られたばかりで何の引き継ぎもないと、何の資料もないというような形になれば、継続して、これまで培ってきた摂津の図書館行政の積み上げであるとか、継続性であるとかいうものは途絶えてしまいかねません。

それプラス更に新しい指定管理者から得るところとか、学ぶところもたくさんあるかと思しますので、そういったものは市の教育委員会か、生涯学習課であれ

ば生涯学習課で、蓄積をしていって、市としての主体性がちゃんととれるような体制を構築していただかないと、お任せ状態になってしまうと主体性どころか、検証もままならないというような形になりかねないと思いますので、その点は意見として申し上げておきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 議案第81号、市民図書館及び鳥飼図書センターの指定管理者指定の件について、お聞きしたいと思います。

先ほどから、ご説明とご答弁があって重複するかもしれませんが、選定委員の件で、先ほど、どのような選定のもとで構成されたのかという点でご答弁があったと思うんですけども、その6名の中に、私、思いますのに子育て世代のお母さんであったり、教科書の選定委員の中にはそういった方が含まれてくると思うんですけど、また学生さんにしても、図書館をよく利用するような方は、入られなかったのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、もう1つは議案第85号の先ほどありました温水プールの指定管理者指定の件についてですけども、温水プールができて当初、市が直営でしてたと思うんですけども、その経緯、管理体制、運営体制、また今は水泳連盟が管理されて、受付などはシルバー人材センターに委託されていると思うんですけど、その辺の中身をお聞かせいただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 温水プールの市直営でしておりました部分が、今、水泳連盟のほうに指定管理委託しておる。その経緯でございますけれども、昭和57年5月に温水プールが開設いたしま

して、当時は財団法人大阪水泳協会に委託しておりました。その後、平成2年には大阪水泳協会から、本市のシルバー人材センターに当時ありました市民プールと同様、シルバー人材センターに委託をするという申し出をいたしまして、平成2年からはシルバー人材センターが委託先となっております。

その後、平成11年には、シルバー人材センターの制度になじまない、例えば水泳指導とか、監視業務とかが委託内容に入っておりましたので、その部分を整理する中で、受付とか清掃業務については、シルバーの委託にしましょう。水泳指導、監視業務は水泳連盟に委託をするということで、委託先が2本になって直営ではございますけれども、委託をしながら運営しておりました。

そして、平成18年4月からは指定管理者制度の導入によりまして、現在の摂津市水泳連盟に委託をしておるという流れで、現在に至っております。

それと、管理体制でございますけれども、現在、温水プールには専任の指導員4名、そして水泳教室のインストラクターとかを務めます指導員、それと水泳教室や一般開放のときに監視をする監視員とこういった体制で温水プールの主に水泳指導、水泳教室、一般開放に当たっております。

常時この人数が入るわけではなしに、申し込み人数や対象者により、ローテーションで体制をとっていくといった形で行っております。

それと受付業務や駐輪場、駐車場業務、館内清掃につきましてはシルバー人材センターの方に現在17名登録をさせていただいて、ローテーション勤務をさせていただきながら、管理をしておるところでございます。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 選定委員の中に、子育て世代のお母さんや、あるいは学生が入っておられたのかどうかというご質問でございます。

選定委員は、行政の職員が4名、それから民間、学識経験者ということで2名ということです。学識経験者の2名の方につきましては、税理士と、それから図書館協議会の副会長に入っております。

それで、図書館協議会の中でもこの図書館の指定管理につきましては、ご協議いただいております。図書館協議会のメンバーには現職の校長でございますとか、あるいはPTAの代表、あるいはNPOからの代表で構成していただいております。

そこで、お話を伺った中で、図書館協議会から出ておられます副会長が審査、選定いただいたということでございます。その図書館協議会もそういった年代層の方のご意見はこの選定に反映されておるといふふうに考えております。

それから、教科書選定委員にはそういった方が入っておられたということでおられるけれども、残念ながら私ども、学生につきましては、メンバーとしては入っていなかったということをご理解いただきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 議案第85号の温水プールの指定管理者指定について、ご答弁いただきまして、運営体制、管理体制、今までの昭和57年5月からの経緯をご説明いただきました。温水プールでいいますと本当に安全・安心が第一と思っております。多くの市民の皆様が利用する施設でもありますし、市民サービスの向上という観点も大事と思っておりますけれども、安全・安

心なプールの運営を引き続きしていただきたいなと思っております。

議案第81号の図書館及び図書センターについてご答弁いただきまして、学識経験者の方であったりということですが、私自身の思いとしてはそういう子育て世代の方や、よく利用されるでしょう学生なりがやっぱり選定委員会に出るのも一つの視点かなと思っておりますので、また今後反映していただければなと思っております。

選定基準と選定結果ということでホームページにもアップされておまして、きょうも朝、資料をいただいたわけですが、最終的に図書館流通センターが11社から4社になって最終的に選定されたということですので4社のあとA、B、C社ですかね、点数見ておられますと全体的には図書館流通センター、例えばA社と比べますと34点の点数のひらきがあって、あとB社、C社とあるわけですが、全体の点数は34点でひらきがあるのかなと思っておりますけれども、一つ一つの項目においてはそんなにも、1点というのは大きいと思っておりますけど、ひらきもないのかなと思うんです。

そこでどうでしょう、素朴な考え方なんですけど、鳥飼図書センターと市民図書館と二つあるわけですから、一つを図書館流通センターにして、もう一つを例えばA社にするとか、そういった考えはなかったのか、その辺をご答弁ください。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 確かに、委員おっしゃるように市民図書館、それから図書センター2館ございまして、私どもも就労の形態もありますので、別々ということも選択肢の一つであったと考えております。

ただ、指定管理を出します上で、市民

図書館、それから図書センターを一括して、お出ししたほうが指定管理者としての非常に効率的な運営ができるというようなメリットがございましたし、市としても一体で運営していただいたほうが、事業展開もよくなるであろうということで、2館合わせて指定管理を出させていだいたというところでございます。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。

例えば、民間のトヨタ自動車ではカラウラ店とトヨペット店が、近くにあって、お互いが競争し合って、いいところをとって売り上げを伸ばしていくということです。これは一つの考えですけど、そういうことをちょっと考え、聞かせていただきました。

もう1点だけ、お聞かせいただきたいと思えます。

本の予約に関して、オンラインシステムを使用されてということで、聞きますと、昨日からされているということですが、そのシステムの構築状況といえますか、体制をお聞かせをいただきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 インターネットの予約につきましては、昨日の3時から構築が完成しております、図書館へのアクセスしていただければ、まず前提になるのが図書券の登録カードをお持ちになると、その登録カードの番号を入力されて、あとは図書館のシステムの蔵書の図書の検索、いろんな本、新着情報とか、その中で自分が読みたい本を検索されて、そこで予約を押されると、予約状況、その本について何人が予約されていると、そういうのが表示されております。

そういうところできのうから運営をしているというところでございます。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 今は、市のほうでそれは運営していただいて、それから平成23年4月からは図書館流通センターがするということですか。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 引き続いて、図書館流通センターはインターネット予約につきましても、構築をそのまま引き継ぐということでございます。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 わかりました。ありがとうございます。

子どもたちを含めて多くの市民の方が利用するこの図書館であります。本当に大事な施設であると、みんなで認識しているところでございますけれども、指定管理者制度になりましても、本当に多くの市民の方が気軽に、気持ちよく利用していただける図書館の運営を目指して取り組んでいただきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 議案第85号に関して、絞って質問したいと思えます。

一昨日から本会議でもいろいろ問題になっておりました。水泳連盟に委託されたメリットというのは、どのようなメリットがあったのか。平成11年4月からですかね、それに委託されたというのは。何らかのメリットとかそういう運営上の問題がちらっとさっきご答弁の中に入っていましたけど、11年間委託されて、今現在において、どのようなメリットがあったのかということと、それから、先ほど南野委員もちらっとおっしゃったと思うんですけど、水泳連盟の事務局が温水プールにあるということなんですけど、ちょっと聞いた話によると、それもいつごろから置かれているのかということと、今後、連盟にこの3年間、指定管理者と

して委託するというんですけど、例えば、スポーツジムとか、いっぱい民間のそういう団体があると思うんですけど、例えば、図書館みたいにいろんなそういう方々にも広く募集して、その中からということも考えるべきだというふうに思っておるわけですけど、その点についてもお聞きしたいと。

それから、さっき例の連盟の長が府議会議員ということで、法律に違反してないということだったんです。先ほど、小林課長から法律の資料を見ておりますと、普通地方公共団体の議会議員というのは、我々市議会議員は、そういう形でできないという形だと思うんです。だから府議会議員やったらええんちゃうかという形の解釈で答弁されたと思うんですけど。

先日も質疑の中でも、やっぱり府議会議員は一人区でございますし、それなりの影響力を持っているわけでございますし、それからやっぱり一党一派に属している方でございます。さまざまな考え方がある多くの市民がおられる中で、そういうことで、話し合いをしながら、道義的に考えても、この本会議にそういうことを上程されて、ちょっとそういう立場にはふさわしくないという話し合いがなされるべきというふうに私は思うわけでありま

す。それから、先日の副市長の答弁では、後日、交代するようなことを聞いておりますというような、たしか副市長がそういうご答弁をされたと思うんですけど、それが急に今回、きのうの段階で変わったというようなことになっておりますけど。そんなことするんやったら、前々からきちっと話し合いの中で、このような議案が上程される前に整理すべきというふうに私は思いますし、先日の三好議員の質疑の中でも前々からこのことは指摘

していたというような質問をされとると思うんですけど、なぜそのようなことで、議論されてないのか。当局の見識を私は疑うわけでありまして、そういう点、ご答弁をいただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 まず、1点目の水泳連盟に委託されたメリットでございますけれども、先ほども答弁いたしました。平成11年から摂津市水泳連盟に直接、水泳教室や監視業務、これを委託しておるわけでございますけれども、平成2年からシルバー人材センターのほうにも委託をしておったわけですが、平成2年当時からも水泳連盟、この平成2年に摂津市水泳連盟を設立されておりますので、実際の指導業務につきましては、シルバーから水泳連盟にお願いをされて、水泳連盟が実質の水泳指導、監視業務を行っていただいております。

そのメリットといたしますのは、私ども摂津市の中にある水泳連盟が水泳能力、指導能力とか、監視業務体制を長年やっておられましたんで、いろんな面でふさわしいということと、あと、水泳の実技指導につきましても、いろんなところで指導されてた指導員がおられたといったことも聞いておりますので、その辺では水泳連盟の委託につきましては、専門的な知識を持った方によって運営できていたかなと思っております。

それと、水泳連盟の事務局が温水プールにあるのは、ということなんですけれども、これは私も資料が手元にはございませんが、平成2年当時、設立された折からだと考えております。

今後の3年間の指定は、現在の指定管理者制度を継続して、引き続き水泳連盟ということでございます。

他市では、スポーツ施設、プール、体育館等につきましては、民間のノウハウを活用するというので、公募という形を近隣市はとっておられまして、実際の指導を民間業者が行っておられるといった事例もございます。

これにつきましては、指定管理者の指針、第1次改訂版の中で、いろいろな面を検討するというのでございますので、我々スポーツ施設につきましても、その指針に基づいて公募とするのか、どのような形で3年後を考えるとかというのを検討していきたいと考えております。

それと、理事長の件でございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、平成20年5月の理事会で、理事長の変更がございまして私どものほうにもそういったことでご連絡がございまして、現在まで至っておるわけですが、その当時、先ほども申しました法には抵触しないという考え方で、私どもも考えておりまして、上程をさせていただいたところでございます。

ただ、狭義、広義といういろいろな考え方もありまして、私のほうは広義には解釈しておりませんでしたので、上程をさせていただいたところでございます。

今後、このようなことはさまざまな分で考えられることもあろうかと思っておりますので、法解釈につきましても、十分検討していかなければならないと考えております。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 サラッと流されましたけど、水泳連盟の事務局が温水プールに置かれとるというのは、これは市の施設を勝手にそういうふうにして事務局を置かれとる。これはどういう法律に基づいてそれを許しているのか、お聞きしたいんですよ。

さっきから、法律に基づいて遵法精神に則ってやっとなというようにことをご答弁いただいたわけですよ。

これは例えば、剣道連盟が学校の空き教室を事務局に使わせてくれと言われたときに結構ですと言って使わせてくれるのかな。事務局に使ったらやっぱり照明も要るし、冷暖房も要るでしょう。さまざまそれに付随する費用も要るわけですよ。そんなことをサラッと流されて、これ市の財産を勝手に使われとるわけですから、そんな契約しているんですか。どんな法律に基づいて、そういうことを許しているのか。あなた方が法律に則って物事を言うんだったら、私も法律に基づいてこういう話をさせていただきますよ。

そのことで、事務局はどういうことに基づいてそれを許可しているのか。ご答弁ください。

それとほかでは、例えば図書館に関しては、民間に指定管理者として、やっぱりさまざまなこと、メリットがあるからこういうふう指定管理にしとるわけですよ。

例えば、プールにおいてはこれは予防医学という観点から、それから、医学の範疇かもしれんけど、ご老人の例えば、僕みたいにヘルニアになったら、プールでの歩きようによって、リハビリをやるとか、さまざまなこれから使いようあると思うんですよ。そういう点から民間の知識とかそういうものをしっかりと導入しながらやっていく、新たなプールの運用の仕方ということは当然図っていかないといけないわけですよ。

それを、以前からやっとなから、それやったらそれで続けてやるんやったら何でこれ指定管理者制度、こんなことをやっているんですか。そういう発想を僕はわ

からんですね。何でこれだけ協議もせんとそのまま水泳連盟に指定管理しておるのか、さっぱりわかりませんがその点についてもご答弁いただきたいと思います。

以上、その点について、お願いします。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 ご質問の件でございますけれども、まず、住所地が温水プールという件でございますけれども、先ほど課長が申しましたように、手元に資料がございませんので、明確な確約した答弁ということは難しいのでございますけれども、この温水プール、完成いたしましたのは昭和57年5月1日から利用開始いたしております。

その間、当初は市直営といたしまして、専門性に基づく業務は財団法人大阪水泳協会というところへ業務委託いたしました。

そこで、平成2年4月から市民プールをシルバー人材センターに業務委託をするということになりまして、その専門性に基づく業務については当然、シルバーではなかなか難しいということで、それを受ける団体が必要だということで、平成2年4月に摂津市水泳連盟というのが設立されまして、大阪水泳協会が業務委託受けておられた部分について専門性がある。そのときに私どもがそういう水泳連盟にその専門的なものを委託したということによりまして、市のどちらかといいますと、考えに基づいてそれを設立した上で業務を委託したということで、温水プールのほうに住所地を置いたというようなことなのかなと。そのままずっとここまでに至っておるということにつきましては、見直しをといますか、水泳連盟に申してこなかったということについては、私ども至らん点であったと考えております。

それから、理事長の件でございますけれども、もちろん法的にということとはございませぬけれども、私も正直申しまして、そういう考えのもとに今まで至ったということは事実でございます。

それから、他の議員からこれは問題であるということもご指摘を受けておったということも事実でございます。その中で私ども今回こういう形で上程したということにつきましては、私ども考えが足りなかった、浅慮であったということで、大変、申しわけないと考えております。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 知らなかったですまへんわけですよ。そうでしょう。市の財産を勝手に使ってるわけですよ。今さっき言った光熱費も要るわね、さまざまな面で市の財産を勝手に使ってるわけですから、それを許可してないというのに勝手に使うということはこれはどういうことですか。

それやったら損害賠償請求せなあかんでしょう。当然そういうことになるわけですよ。過去において換算してね、その住所を置かれたときから、さかのぼって、当然、請求すべきですね、これ。それは不公平に当たるわけでしょう、これは。それが許されるんやったら、さっきも言ったように剣道連盟は、学校の空き教室を使って、事務局にさせていただきますよ。

体育協会の中には、さまざまな連盟がたくさんあるわけですよ。それぞれの公共施設を事務局にさせていただけるわけですよ。

あなた方、法律、法律と言うてね、水戸黄門の印籠みたいに言われるけど、それやったら逆にとられることも考えて物事言ってください。どの法律に基づいて、そういうことが許されているのか、

はっきりしてください。それを放っておくんやったら、それは法律違反ですよ。

それとさっきも言ったように、変えなあかんと思ってますみたいなことを、変えるという意向を聞いてますと副市長がそういうふうなご答弁をされて、だからそれは今、宮部部長が、それは申しわけなかったと言って謝罪されたわけですから、それはしっかりと、そのことに関しては今後、戒めていただきたい。

幾ら法律でも現実、そのような権限を持ったり、一党一派に偏った方が、公の施設を管理する長になるというのは、道義的に考えてもあかんということを摂津市のみんながしっかり認識せなあかんわけですよ。そういうことがないからこういうことが起きるわけですよ。

それも事前に忠告されながらそういうことをやるとというのは、どういうことなんですか、それは。ご答弁いただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 教育長、今の質問に対して、先ほど部長から申しわけなかったと、だから水泳連盟が、そういう公の施設の中に事務局を置いてしまうということが本当にこの行政としてよかったのかどうか、その辺のやっぱり過去のこともひもといてみた中で、今後どうあるかということも踏まえて、質問者の尋ねていることをお答えください。

和島教育長。

○和島教育長 今の1点目の水泳連盟の事務所の件でございますけれども、これは法律的にどうだと言われれば、根拠法令はないと思っています。

この温水プールの管理につきましては、水泳教室とか、いろんな事業をやっている中で、先ほどもご説明させていただいておりますように、私が認識していますのは、平成18年の4月から指定管

理者制度が導入され、水泳連盟が指定管理者を受けられる際、摂津市水泳連盟のほうでNPO法人をとられるということがございました。これまでのシルバー人材センターから切りかえていくときに、指定管理者として、NPO法人をとられて登記されています。そのときに、所在地はどこなんだということで、温水プールの住所で登記されたのではないかと私は理解しています。

そこで、水泳教室などの指導をずっと事業としてやられていくわけですから、そこへですね、所在地は今の温水プールの住所を書かれたんだと思っています。

それが、いいんかどうかと言われまして、いろいろご指摘いただいておりますように今後、検討していく部分も多くあると思っております。これは、この水泳連盟だけじゃなくて、いろんなこれまで市の事業に関わってきているほかの団体でもそういう例がありますので、市全体として、これは今後、どうあるべきかということを考えていくべきだろうと、どこがどうとは申しませんけれども、やっぱり市の行政に関わっていただいている団体に場所を貸しているというケースは、ほかにも多くありますので。

ただ、それが今、厳しくご指摘いただいているように適正かどうかと言われると、適正であると言い切れないところもあります。法的じゃなくてこれまでの慣習という中で、そういう住所地を指定してきたんだと思っております。今のご指摘については、十分受け止めまして、市全体の中で考えていかなければならないと思っているのが1点です。

それと2点目の理事長の問題でございますけれども、これにつきましても、一昨日の本会議のときにも、地方自治法の第何条、公職選挙法の第何条ということ

で、あのときの答弁でも法には抵触しないという判断で、私どもですね、その考え方から議案を上程させていただきましたけれども、一昨日の本会議でのご議論の中でいろんな意見をいただきました。

そして、その後もいろんな場所で厳しいご指摘もいただきました。そういう中で、やはり私どもでもう一度、考えておかなければならなかったのは、先日の本会議のご質問の中にも出ておりましたけれども、狭義、広義の法の解釈について、考えるべきであったと考えております。やはり疑惑を招くといいますか、多くの方から、これはおかしいんじゃないかというような疑問点を出されたということは、先ほど言われましたように、当初からそういうところまで思いをはせて、判断していかなければならなかったのではないかと、今、私も反省いたしております。

昨日、理事長のほうから辞任届が出されました。先ほど、一昨日の本会議場の副市長の答弁についての話もありましたけれども、私もご本人ともお会いしましたが、やはりご本人にとっては、こういう疑惑をもたれるということは本意ではないと話されておりまして、ご本人の判断で、即刻、理事長辞任の届けを出されたものと私は思っております。

そういうことでございますので、先ほども言いましたけれども、今回のことで私はやはり私どもの対応で、いろんな方々に疑問あるいは混乱、議会でいえば、今回の議案の取り扱い一つにしましても、いろんな支障を来したということで反省いたしております。今後につきましては、法律におきまして、やっぱり法の趣旨といいますか、そこまでも斟酌して勉強して、こういうことが再び起こることのないように、細心の注意を払って行政を

進めていきたいと思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 ちょっと、ほかの外郭団体とか、そういう福祉関係のところの事務局がどうこういうのは、それとこれと種類が違うと思うんです。

水泳連盟は、当然体育協会のメンバーですわね。それでそうなったときにさまざまなソフトボール連盟やら、それから剣道連盟やら、さまざまな連盟がある中で、なぜその水泳連盟だけが公の施設を使える。それは不公平やという観点から私は言うところわけです。

そのことを事務局がそれをご存じなかった。そのまま放置されとった。ほんなら当然、その本部におかれとる、事務局におかれとるところで、その事務作業をやるとるわけです。事務作業をやることに對しては、場所を貸しとるわけです。当然、そこには家賃が発生するわけです。光熱費も使とるわけです。そういうことが、すべてにおいて不公平やということなんです。

そういうことを何で許すんやということなんです。知らんとか、どうこう違てあくまでも僕はそういう法律とか、条例とかに則って行政がするという形をあくまで言いはるんやったらそういうことを許していいのかという観点から私は質問とるわけですよ。あくまでもさっき言ったように、今、教育長やら、部長の答弁で、私はここまでにしようと思っんですけど。しかし、現実に十何年間か、すごい時間、借りてますよね、その辺、調査されて、これはやっぱり請求すべきですよ。不公平ですよ、それは。

そんなん、やっていいの、行政。やっぱり公平に市民に対応するというのは行政の基本中の基本ですよ。例えば車に

乗って、駐車場がなくてとめるところが大変やから、みんなだれだれの家にも事務局があるからそこへ自転車でいこうというような形で、そういうことをやっているんです。

そういう形でやっているのに、何でそういう施設があって、車で乗りつけて、そこでどういうことをやられているか知らんけど、そういう事務局になっとなんかということ許しとるといふね。

ましてや、ほかの図書館とかそういう形の指定管理者は多く皆に広めてね、公募しとるのに、そういうこともせんと、また水泳連盟を指定管理者とするというのは、そこでそういう話し合いも何もない中で、そういうことをするといふのはおかしいでしょう、それは。どう思います。おかしいと思いませんか。そういう観点から私は言っているんです。

だから、今、言うたようにその事実関係をはっきりしていただいて、どういふような使い方をされておったのか、またその使い方によっては、当然家賃とかさまざまな費用が発生するわけですから、これは我々の立場からいうて、もしか市民のそういうオンブズマン的な方々にそういう訴訟を起こされることは十分あるわけですから、勝手に財産を使われとるわけですから、その辺をきっちり調べて、それから、そういう費用が発生しているような状況やったら、そこから払ってもらうといふような、そういうことをやっていただけるのか、そのことをご答弁をお願いします。

○柴田繁勝委員長 和島教育長。

○和島教育長 今、先ほどもご答弁申し上げておりますけれども、私も一度、どういふ状況で、事務所としてのどういふ活動をされているのかも含めて調査して、まず実態の把握を行いたいと思っております。

ます。先ほど申しましたように、一つ、そこに事務所が入ってきた経緯、これも私個人の考え方かもしれませんが、どうも私がこの問題を見ていたら、平成18年のNPO法人をとったとき、登記する際の所在地の問題が絡んでいるのかなと思いますので、それも含めて過去から水泳連盟の事務所がもしあったとして、どういふ活動をしていたのかも含めて、まず調査したいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと先ほどご答弁しておりませんが、公募の問題です。やっぱりNPO法人の水泳連盟については、私はやはりほかの施設、例えば施設管理公社とか、社会福祉事業団とか、シルバー人材センターとはまた違って、民間ですから、本来は私はこれはやっぱり公募に早く持って行って、競争の原理を働かせてやっていくのが適当だと思っております。

ただ、今回、市全体で議論した中で5年前に指定管理者制度を導入した施設については全体が、3年間経営努力しなさいといふような方針が出ましたので、水泳連盟についても3年間継続ということになりました。しかし、今も言いましたように本来は、図書館も含めて、やはり公募に切り替えていくべきだろうと思っておりますので、今後、機会を見つけてできるだけ早く、公募によって指定管理者を探していきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 野原委員。

○野原修委員 それでは、議案第81号に関しまして、質問させていただきます。

先ほどから、委員の皆さんがそれぞれ質問されて、総体としては大体、理解はできたんですけど、ちょっと視点を改めて質問をしたいと思っております。

先ほどからの質疑の中で、きょう配付してもらった選定経過といふのか、その

内容、17から19項目、公明正大にそういう6人の選定委員の方で公正に審査されて、こういうことができたということは、大変すばらしいことだと思っております。

その中で1点、ここの施設の維持管理体制というところの採点がほかのところと比べまして、ほかのところは大体4点から5点のような計算になっているんですけど、ここだけが3点から、2人の方が4点という形になろうかと思えます。この点数だけがちょっと低いように感じます。

先ほどからの議論の中でも施設の維持管理という形のところで指定管理のほかにその施設でいろいろ直すのには150万円のその費用を別個にやっているような答弁をお聞きしました。そこには、ガラスが割れたり、またいろんなものが破損したり、そういう形のものに対して最大150万円ぐらい年間トータルで見えていくんやという形の答弁があったように記憶しております。違うようでしたらまた訂正していただいたら結構なんですけど。

その部分で例えば、保険を適用するとか、損保とか、そういう形でこの本館なんかは全体的に、ガラスの破損とか、そういうのは保険がかけられていると思うんですが、小学校、中学校なんかはどういう形になっているんかわからないんですが、保険を利用さすような形のものの考え方はないのか、そういうのがまず1点と。

この株式会社図書館流通センター、多分、今まで以上のサービスをしていただいて、市民のニーズにあった対応はしてもらえる、それをもとにそういう指定管理にしたという形のもので、多分、今までよりすばらしいサービスはしてもらえ

ると思えます。

その中で、私も一般質問の中で、何回か質問させてもらった公民館との関連という形のところで、今後、どういう形を持っていくのか。株式会社図書館流通センターの一番大きいメリットは地域貢献と今まで学校との連携、なかなか今まででは、できなかった部分に力を入れて、やっていただく、また生涯学習の面においてもその地域でそれを活用していくという、その我々が今、目指す、これから10年先の協働という一つの見本になるような取り組みをここを中心として、また一つのマニュアルづくりができるのかなと、大きく期待をしております。

そのところで今の2点と、もう1点、その中で先ほど部長の方から運営に関しては、向こうの意見に口を挟まないという形の向こう任せにやっていくという形があったんですけど、先ほどのいろんな答弁、質問なんか聞いておりますと、運営は向こうでいいと思うんですけど、その辺の指導、こちらからの意向をどう反映するんかという形は多分2か月に1回の協議会なり、年4回のそれぞれの向こうの会社との話し合いとか、そういう中で多分インポートしてこっちから伝えると思うんですけど、その辺の運営は民間ですから、それなりのノウハウをもって117か所でやっているそういう形のもので、市民のニーズに合った、そのサービスをしてもらえるんですけど、やはり摂津市としての方向性、また協働という形のそういう方向性をこちらから提案して、その意思を向こうにどう反映してもらえるかというような仕組みをどうやってやられるのか、そこだけお聞かせ願いますか。

○柴田繁勝委員長 池上館長。

○池上市民図書館長 4点の質問があっ

たかと思っております。

まず1点目の質問ですけれども、きょう配付させていただいた2次審査結果の中に、施設の維持管理体制が20点だということだったと思うんですけれども、この20点につきましては4社の中では、3番目の票を得られておられます。

どういった視点がポイントだったかと言いますと、安全に快適に利用してもらうための適切な施設の維持管理計画が作成されているのか。あと施設の業務委託について、実績を有する、今現在、委託をいただいている業者があるんですけれども、そういった再委託について明記されているかという点での評価で、一応3番目の評価であったということで、3点のポイントの差だけでございます。あと、大きな5項目については、すべてトップの得票を得られておるといのが結果でございます。

あと、保険の適用につきましては、今現在、火災保険とか、大きな施設の保険につきましては市がまとめて入っておるんですけれども、指定管理になりましても、それは継続になるんですけれども、指定管理者のほうでお願いする分につきましては、損害賠償責任保険ですかね。だから、図書館側というか、運営側に瑕疵があった場合については、市民、利用者等に、しっかりと補償できるようにと、そういった保険は指定管理者のほうに加入を促すと。これは来年の協議の中、協定の中でもしっかりとうたっていききたいと思っております。

あと、今まで以上のサービス拡大ということで、公民館との連携関係につきましては、今回、市のほうでお願いした事業計画の中で提案が上がっております。

どういった提案が上がったかといいますと、向こうの考え方としましたら、図

書館へのアクセスポイント拡大は、市民サービス向上、この拡大には欠かせないものということの考えでございます。

あと、今後、指定管理になりましても、市民のニーズにしっかりと耳を傾け、今後、市内各施設、その他の公民館のほうともご相談、また、市のほうとも協議しながら、そういった拡大に向けて取り組んでいきたいというような提案でございます。

あと、最後に、運営に関しては、しっかりと市のほうが検証していくわけなんですけれども、年4回、市のほうと協議も含めながら、あと、一番大事に思っておるのは、市としての方向性を決める上で、実質、利用者へのアンケート等を速やかに実施をいただいた中で、どのような要望、どのようなニーズがあるか、この要望をしっかりと、耳を傾けながら双方で協議をしていきたいと、そのように考えております。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 先ほど、私の答弁の中で、図書館運営は、できるだけ指定管理者に任せていきたいという答弁をさせていただきました。それは、本来民間として持っておられるノウハウを発揮する上で、公として足かせするようなことはしたくないということでございまして、もし私の答弁が、業務を民間任せにするというふうに伝わったということであれば、本意ではございませんので、訂正させていただきたいと思っております。

それから、図書館の運営につきましては、はじめて摂津市で、公募によって事業提案を受けてやるということで、応募要項につきましては、非常に力を入れたといいますか、時間をかけて、摂津市の図書館として、どうやってほしいかということをかかり盛り込んだ募集要項とい

いますか、評価のポイントとして示しておりますけれども、出しております。これは、他市が出しております、そういった評価のポイントと比べましても、非常に細かく評価のポイントとして掲載させていただいたということでございます。

実際に、そういう評価ポイントの業務について、図書館流通センターが応募してこられて、プラス自主的な提案事業ということも上げていただいております。この業務についてきっちりと4月以降やっていただくというのが、これからの指定管理と申しますか、他の指定管理、これから公募によって指定管理になる施設がふえてくると思っておりますけれども、これが摂津市の指定管理の試金石になろうかと考えております。

この運営につきましては、事業報告書を年に1回、それから四半期には本社のほうから来ていただいてやりとりをする、あるいは月に1回か2回は評価、モニタリングするということは考えておりますけれども、運営について、具体的にこうしていきますというのは、なかなか今のところは申し上げにくいところではございますけれども、市の公立図書館として、市としてイニシアチブを持って、私どもが考える生涯学習の拠点としての図書館ということで、運営してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○柴田繁勝委員長 野原委員。

○野原修委員 別に誤解はしてなくて、先ほどの確認という形で、やっぱり民間がやられるんだから民間のやり方で、そこに公の形で規制をかけることなくやっていただく、その理解はしておりました。

ただ、今言われたような形で、任せっきりじゃなくて、やっぱり、摂津市から求めている協働という形の、その心をそ

こに注ぎ込むというか、そこに入れるには、やはり摂津市の意思をきっちり伝えた中で指導してもらいたいと、そういう意味で質問しましたので、今のご答弁で十分です。

それで、今ここに、向こうの仕様書に書いてある中でも、公民館での貸し出し・返却など、アクセスポイントの拡大が提案されているという形のところがありますので、やはり今、この間もちょっと味生地区の方から要望がありまして、どうしても図書館を借りに行くには鳥飼まで行かなだめやというところで、千里丘公民館では、そういう形で貸し出しできているのということで、できたらその公民館で、そういう形のものをしてほしいという、やっぱり摂津市には、吹田市、茨木市に比べたら図書館が少ないので、そういった意味で、気軽に借りれて、気軽に返却できるという形で、前から提案しているように、返却なんかは、市民サービスコーナーとか、そんなところで気軽にポストで返却みたいな形にしたほうが、図書館の流通もたくさんできますので、そういう形も向こうに提案していただいて、市民目線で、今の少ない財産というか、そういうものを最大限活用できるような、今まで市役所が持っているノウハウ、図書館の持っているノウハウを、やはり民間にもそういう形で提供して、市民が最大限にそれを活用していただけるような、今後も指導をしていただくということをお願いして、質問を終わります。

○柴田繁勝委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時14分 休憩)

(午後2時16分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第101号の審査を行います。

補足説明を求めます。宮部部長。

○宮部生涯学習部長 議案第101号、
摂津市文化財保護条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

文化財保護条例につきましては、平成22年11月現在、大阪府内におきまして33市中30市で、また近年、周辺自治体では、平成17年4月に茨木市で、平成20年7月に島本町で、文化財保護条例が施行されております。

文化財保護条例の制定によって、文化財に対する市の責務、市民、所有者の役割等を明確にすることにより、市民が、地域の文化財は市民の財産であることを自覚し、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上及び発展に資するものと考えております。

それでは、本条例における主な条文についてご説明申し上げます。

1ページ、第1章では、総則であります。第1条は、この条例の設置目的、第2条は、この条例において使用される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物などの文化財に関する用語の定義を定めております。

2ページ、第3条は、市の責務として、文化財の保存及び活用が適切に行われるように必要な措置を講じなければならないことを定めております。

第4条は、この条例の目的を達成するために行う、市民、所有者等の役割を定めております。

第2章は、市指定有形文化財に関する規定であります。第6条は、市指定有形文化財を指定するときは、あらかじめ所有者等の同意を得ることや、摂津市文化財保護審議会へ諮問しなければならないことを定めております。

3ページ、第7条は、市指定有形文化財がその価値を失ったときなどは、その

指定を解除することができることを定めております。

5ページ、第14条は、市は市指定有形文化財の管理又は修理について、多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えることができない場合などには、予算の範囲内で補助金を交付することができることを定めております。

6ページ、第17条は、市指定有形文化財の現状を変更等するときは、教育委員会の許可を要することを定めております。

第18条は、文化財の公開は、原則、所有者が行うこと、第19条は、教育委員会による公開については、委員会は、文化財の所有者に対し、市指定有形文化財の出品を要請できること、また、その出品のために要する費用は市の負担とすることを定めております。

7ページ、第24条は、所有者に変更があったときは、変更前の所有者の権利義務を承継することを定めております。

8ページ、第3章は、市指定無形文化財に関する規定であります。第25条は、市指定無形文化財の指定及び保持者等の認定の手続について定めております。

第26条は、市指定無形文化財が、その価値を失ったとき等は、その指定を解除することができること、また、保持者が保持者として適当でなくなったとき等は、その認定を解除することができることを定めております。

9ページ、第28条は、教育委員会は、保存のため必要があるときは、当該市指定無形文化財について、みずから記録の作成、継承者の養成など、保存のための適切な措置をとることができること、また、市は保持者等に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができることを定めております。

第4章は、市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財に関する規定であります。なお、おおむね市指定有形文化財及び市指定無形文化財の規定を準用しております。

13ページ、第5章、市指定史跡名勝天然記念物につきましても、おおむね市指定有形文化財の規定を準用しております。

14ページ、第6章は、埋蔵文化財に関する規定であります。第45条は、埋蔵文化財に関する教育委員会の責務や、何人も埋蔵文化財を発見したときは、包蔵地の保存や発掘調査等に協力するよう努めることなどを定めております。

15ページ、第7章は、摂津市文化財保護審議会に関する規定であります。第46条は、文化財保護審議会の設置を、第47条から第50条は、審議会の組織や委員の任期、会議の運営等について定めております。

16ページ、第8章の雑則については、第51条では、市指定有形文化財などで市民の観賞のため必要があると認めるものについては、当該文化財の所有者等の同意を得て、標識又は説明板等を設置することができることを定めております。

16ページ、第9章は、文化財保護のための罰則規定でございますが、第53条は、市指定有形文化財または市指定史跡名勝天然記念物を損壊等した者に対する罰金又は科料の規定を、第54条は、無届けの現状変更、停止命令に従わなかった者に対する罰金又は科料規定を定めております。

附則といたしまして、施行期日を平成23年1月1日と定めております。

また、摂津市文化財保護審議会を本条例に規定することにより、これまで摂津市文化財保護審議会が規定されてお

した摂津市附属機関に関する条例の別表第2条関係から摂津市文化財保護審議会の項を削り、摂津市附属機関に関する条例を一部改正するものでございます。

以上、条例制定の補足説明とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質疑のある方。

安藤委員。

○安藤薫委員 今、ご説明をいただきました文化財保護条例ですが、人類の長い営みの中で、有形、無形問わず営みのあったことを示すような遺跡であったり、遺物であったり、又は文化・芸能などの文化財というものを保護していくということは、大変有益なことであるというふうに思います。

そういった、この保護条例が精神的なものじゃなくて、具体的な文化財保護行政に本当に資するものであることを期待するわけなんですけれども、まず、基本的なことをお伺いしたいと思うんですが、摂津市には、文化財保護条例の前には文化振興条例というものがございまして、そこにも文化財を保護していこうというような条文もあります。

各市、保護条例という形で、どんどんできてきている流れの中で、こういった保護条例というのはできていくわけなんですけれども、この文化振興条例から一歩進んで保護条例というような位置づけなのかなと思いますが、その点の文化振興条例と文化財保護条例との違いといいますか、それから、そこに至った経過であるとか、それから、議論の中で発展した上での保護条例というものなのかということについて、お聞かせいただきたいのが1点。

2点目は、文化財保護審議会というも

のが設置されるということですが、既存にも文化財保護審議会があると思いますが、それとどんな違いになっているのか。何回見ても、名前が同じなんです。違いがあるのか、その辺を、基本的なことですが、お聞かせをいただきたいなと思います。

それから、今回の文化財保護条例ということでございます。国や大阪府が指定していないものの中で、摂津市として有用なものについて指定していくんだということでございますが、現段階で、有形、無形、また名勝、天然記念物、埋蔵文化財等、指定対象を検討されるようなものが具体的にあるのかどうかということをお聞かせいただきたいということです。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 では、まず1点目、文化振興条例を摂津市は平成20年3月に策定いたしました。この文化振興条例に基づきまして、文化振興計画というのを策定いたしまして、文化振興に取り組んでおるわけでございますけれども、文化振興条例につきましては、市、市民の方、事業者、地域団体の方、それぞれ文化の担い手として協働しながら、文化資源を活用して文化を振興していきましょと、それによってまちづくりをつくっていきましょとといった観点から条例を制定しているものでございまして、この文化財保護条例につきましては、主に文化財が、現在とか将来、文化的な文化の礎であって、かつ、市とか市民、それぞれ所有者の方が協力して、次の世代に引き継いでいかなければならない、どちらかといいますと保護・保存を重点に置いて策定しているものでございます。

大阪府下では34の市町村が、もう既に文化財保護条例を制定されまして、文

化財保護を目的に取り組んでおられます。本市といたしましても、おくれればながら今回の条例提案となったものでございます。

それと、2点目の文化財保護審議会につきましては、現在、文化財保護審議会規則というものを市のほうで持っております、その中で文化財保護審議会を位置づけておりますけれども、この条例に盛り込みますのは、それと全く同じ組織、メンバーの方に参画していただこうと思っております。

条例を制定する中で、違う条例に基づく規則ではなしに、一体の条例の中に盛り込もうということで、文化財保護審議会の項を盛り込んでおるところでございます。

あと、国や府が指定していない文化財、これを所有者の同意が得られたものに対して市の有形文化財、無形文化財といった指定をしていくわけでございますけれども、具体的な候補といたしまして、私どもが今、候補として考えておるといのか、市内にあるものとしたしましては、例えば有形文化財であれば、建造物や絵画、彫刻、工芸品、古文書、こういったものが有形文化財に当たるわけでございますけれども、一津屋にあります第6集会所であったり、古い個人のお宅であったり、市内には力石であったり、力士のお墓とか、そういった石造物といったものがあります。また、今、図書館で整理をしております古文書、あと、寺院とかでお持ちの仏教美術の作品、そういったものが有形文化財の例として考えられるものでございます。

次に、無形文化財につきましては、演劇、音楽、工芸技術、そういった無形の文化的所産ということで、人間の伝統的な技を会得した個人又は個人の集団の方

が対象となろうかなと考えております。

具体的には、この近隣市で無形文化財の指定というのはございませんが、摂津市では、まだ現在、具体的にどういった方がというのは、私どもでは把握しておりません。

全国的には、雅楽とか、能楽とか、歌舞伎とかの技を持たれておる個人の集団が指定されておるものでございます。

それと、民俗文化財と申しますのが、衣食住、生業、信仰、年中行事、こういった風俗・習慣に関わるようなもので、それを民俗文化財と申しておりますけれども、本市では、無形民俗文化財であれば、例えば江州音頭であったり、有形民俗文化財であれば農具や民具、そういったものが当たるのかなと。

あと、記念物につきましては、貝塚や古墳、城跡、その他の遺跡で歴史上、学術上、価値の高いものが対象となりまして、本市では、例えば弥栄の樟とか蜂塚とか、そういった史跡、天然記念物が考えられるのかなと思っております。

ただ、私どものほうで、今、候補として考えておるわけでございますけれども、当然所有者の同意を得たものを教育委員会のほうから文化財保護審議会のほうに諮問をいたしまして、その中で適切であるというんですか、指定案件としてふさわしいものを、また教育委員会のほうに答申していただいて指定していくといった流れでございます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 現在も、貴重な文化財等を具体的に少しご紹介をいただいたわけですが、こうしたものを所有者の方の同意を得ながら保護審議会に諮問をして、答申をいただいて決定をしていくというふうなことだというふうに理解しております。

こういった保護をしていく上では、やはり所有者の方の負担もあるでしょうし、将来に、この文化財を残していこうということになれば、やはり予算的な保証がなければ精神論だけになってしまうかれません。

平成21年度の決算で文化財保護の費用を見ますと、年間に123万円ちょっとですね。全体的に言えば、金額的には非常に少ないのかなと思ったりするわけですが、この文化財保護条例ができて、文化財保護について指定の検討をはじめていく上に立って、文化財保護に対する予算的な措置というものは、これから予算査定になってくるんでしょうけれども、どのように考えておられるのか、具体化を図っていこうとされているのか、その点についてお聞かせいただきたい。

あと、埋蔵文化財でいえば、吹田操車場跡地の開発用地では、明和池遺跡ですか、吹田操車場の遺跡が発掘されていまして、先般も、かなり広範囲にわたって弥生後期の遺跡が発掘されたと、7棟の建造物ですか、それから、非常に保存状態がいい土器ですね、弥生式土器などが発掘されたと、そういった歴史的価値の非常に高いものだというふうに聞いております。

吹田操車場として使われていた土地ですから、盛り土をしていたということで、保存状態がいいんだという専門家の人の話を聞いているわけですが、そういった貴重な埋蔵文化財についても、やっぱり積極的に保存をしていくと、物が散在、どこかに行ってなくなってしまったり、それから遺跡そのものが破壊されていってしまうことのないようにしていくことも、この保護条例の中の大きな役割だと思うわけです。

ただ、埋蔵文化財でいつも問題になる

のは、どうしても開発行為と一体ということになります。開発行為をしていく中で埋蔵文化財が出てきたときに、保護条例の中では、教育委員会として開発者に協力を求めていったりとか、それから保存のために努力を求めたりとか、協議をする、指導をするというような役割も書かれているわけです。

そういう点で、今回の明和池遺跡の発掘された場所というのが、ちょうど今、吹田操車場跡地開発の中で道路、それから下水管の移設、埋設でかかるような場所として、保存と開発という問題では、協議が具体的に出てくる話かなと。

まさにそういったときに、この保護条例というものを議会で論議して、摂津市として文化財を保護しようということを高らかにうたっているわけで、こういった開発行為の中で文化財をどう守っていくのかということが問われる、まさに試金石なのではないかなと思うわけですが、その点のお考えについてお聞かせをいただきたいなと思います。

それと、罰金の条項があります。3万円と5万円、二つあります。違いについて教えていただきたいのと、6月ですか、半月の間パブリックコメントをかけられています。ホームページのほうで見せていただきましたが、意見はお一人の方から5件ほど出ておりますが、その中に、重要な文化財について罰則規定が3万円、5万円ということについて、ちょっと低過ぎるのではないかと。例えば開発で3万、5万円ということであれば、開発される側からしてみると、簡単にそれをクリアできてしまうんじゃないかという、そんな心配もあるわけで、その点の罰則規定についてどんな基準で設定されているのか、また、本来なら罰則というのを設けずに、文化財保護のために協議の上

でやるのが本筋だと思いますけど、その辺のお考えも一緒にお聞かせください。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 まず1点目は、所有者への補助金の考え方なんですが、ございますけれども、この文化財保護条例の中でもうたっておりますけれども、所有者の方が管理・修理に費用を要する場合は、市として予算の範囲内で補助金を交付することができる等々、お金に関する部分が盛り込まれておりますけれども、補助金につきましては、別途、文化財保護条例に関する補助金の交付要綱というのをつくりまして、その中で、予算の範囲内で補助金を執行していきたいなと考えております。

それと、明和池遺跡の積極的な保存ということでございますけれども、今回の調査は、平成21年9月に大阪府教育委員会、吹田市教育委員会、摂津市教育委員会、独立行政法人都市再生機構、財団法人大阪府文化財センター、この5者によりまして、埋蔵文化財の発掘調査による協定書を結んで発掘調査を行っているところでございます。

先ほど、安藤委員のほうからもありましたように、弥生時代後期の竪穴建物とか川の流路などが見つかりました。私どもの摂津市としても、これを市民の方に還元するというんですか、見ていただくということで、11月20日に現地公開をさせていただきまして、多くの方が訪れていただきました。

保存の方法でございますけれども、基本的には、現状保存が本来は望ましいのかと考えますけれども、やはり事業計画、開発等を考えますと、記録保存が現実的な保存方法であるかなと考えております。

当然、記録保存をするに当たりまして、埋蔵文化財の出土状況であったり記

録、そういったものは作成いたしまして、それを保存し、何らかの形で皆さん方に周知する、お知らせするといったことは必要かなと考えております。

それと、罰金の3万円、5万円の件でございますけれども、一応、この罰則規定に関しましては、この条例が罰則規定を盛り込んでおるということで、検察庁のほうにこの条例を見ていただきまして、内容を審査していただきました。

罰金の金額につきましては、パブリックコメントでも、低いんじゃないかといったご指摘もございましたけれども、他市の罰則規定を参考にする中で、3万円、5万円というのが適当ではないかということで判断いたしました。

それと、3万円と5万円の違いなんでございますけれども、53条の市指定有形文化財を壊した、破損し、棄損し、又は隠匿した場合とかは5万円の罰金、54条でうたっております第17条又は第43条の規定の違反といたしますのが、現状変更の制限を守らなかった、こういったところで3万円以下の罰金又は科料ということで分けさせていただいております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 やはり大事な文化財を保存していくという上でつくられる条例ですので、その精神が具体的に生かされるようにしなければならないというふうに思うわけです。

開発と埋蔵文化財の保存という点では、いつも大きな問題だと思えますね。事業を優先するのか、文化財を保存するのが優先なのかだと思います。

今回の明和池遺跡の場合でも、できる限り遺跡を傷つけないようにということで、下水道の埋設について少しコースを変えられないかとかというようなことも、

大阪府の教育委員会であるとか、文化財センターであるとかUR機構等で、それから、摂津市の教育委員会も入って協議をされているというふうに聞いているわけなんですけれども、まさにこういうところで、市の教育委員会として、文化財保護条例の精神で、主体的にこれから協議したり、指導していったり、協力を求めていくわけですから、市教育委員会としてもしっかりとUR機構に話をしていく、協力を求めていくということが必要なのではないかなと思うわけです。

現物保存が望ましいけれども、事業を考えると記録保存が現実的だというふうなご答弁ですと、今までの枠を超えていなくて、文化財保護条例という精神がどこに生かされていくのかなというような思いもされるのではないかなと思うわけで、より文化財保護という観点で条例をつくるわけですから、そういったところからのアプローチ、もちろん相手のあることですので、そう簡単に物事は進まないというのはよく理解しておりますけど、しかし、こちら側は文化財を保護していくという立場での物を言っていないと、先方は、やっぱり開発で、埋蔵文化財を発掘する費用まで持たなければいけませんから、できるだけ安くおさめようというようなことの、そこのせめぎ合いになってくるかと思えますので、文化財保護というふうな観点でのきちんとした論陣を張っていただきたいなということを要望しておきたいと思えます。

それと、遺物がたくさん出てくる中で、やっぱり文化財というのは、私たちが暮らしているところの先祖の方々が生活していた、まさにそのものが出てくるわけで、これからの世代の教育にとっても非常に重要なことであると思うんですね。

その遺物がきちんと摂津市の中で保存

し展示されていくと、子どもたちがそれを見て、昔の生活に思いをはせながら今の生活を考えたりするというきっかけにもなるのではないかなと思うわけですね。

そういう点では、展示センターであるとか、教育研究所の跡に、そういった展示室を設けたらどうかというような話も前にあったかと思うんですけど、そういう遺物の問題、それから有形文化財の中でも置けるもの、そういったものを集めた資料館みたいなものも必要になってくるのではないかなというふうに思うのですが、その点だけ、今、現段階でどんなふうなお考えなのか、それを聞かせていただいて終わりたいと思います。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 展示でございませうけれども、この吹田操車場跡地につきましても、弥生時代後期の遺物がたくさん出てきております。それ以前の調査では、土馬の形をしたものが出てきたり、いろいろなものが出てきております。

こういったものを後世に伝えるということでは、展示をするとか、そういった柱穴とか流路とかから以前の生活を、模型をつくってとか、イラストを書いたりとか、昔の暮らしを伝えるためのいろいろな手段があると思いますけれども、以前、公民館などでは、この明和池遺跡ではございませうけれども、巡回展とかもやっております。

そういったことも考えますと、この明和池遺跡から出土した遺物も含めて、私どもが所管している遺物とか歴史的なものについての市内での巡回展といったものは、多くの人たちに、特に子どもたちにとって、自分の摂津市に誇りを持っていただける一つの要因にもなろうかと思っておりますし、そういったことを取り組んでいきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 そうしたら、要望ですが、巡回して展示していくというのも、すごく有意義だとも思いますし、ただ、摂津市の中で、ここに行けば昔の人たちの思い、それから生活がよくわかる資料館としての施設とか、そういったイベントをするということも非常に重要ではないかなと思います。

遺跡の跡、竪穴式建物の穴の跡を見ると、やっぱり歴史好きな人ですとロマンを感じると思いますし、ここに、こういう生活をしていた人たちが私たちの先祖につながって、今、自分があるんだという思いをするというのは大事なことだと思うんですね。

そういう意味では、そういった遺跡の跡を復元するような建物をつくったりとか、そういったものというのは非常に摂津の子どもたちにとっても教育にとっても大事なことだと思いますので、保存センターや資料センターというようなものも視野に入れて考えていただきたいと、要望しておきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 私も、この吹田操車場跡地の明和池遺跡ですか、今回見に行かせていただきまして、本当に弥生時代の多くの土器が発掘されたということで現物も見させていただいたんですけど、その中で安藤委員も言われてましたけれども、多くの市民の方や子どもたちに、こういった土器等々を見ていただきたいなと思えました。

今現在、いろいろな形で、この明和池遺跡の土器以外で、旧味舌小学校での文化財の保存等々、あっちこっちにあると聞いております。やっぱりそれを一つにまとめられて、私が思うには、コミュニティプラザができましたので、そういったと

ところで市民の方に見ていただける機会も検討していただければなと思うんですけども、その辺お聞かせいただきたいなと思います。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 今、味舌スポーツセンター、あと、小学校の空き教室とかにも若干置いておりますけれども、私どものほうで多くの農具や民具、あと、埋蔵文化財としての出土品、そういったものは抱えておるわけですが、すけれども、こういったものは、やはり今、委員おっしゃいましたように、コミプラであったり公民館、こういったいろんな人が集まるところに展示してこそ価値が出てくるものかなと思っております。コミュニティプラザへの展示については所管課もございまして、1階のロビーであったり、会議室での何日間かの企画展とか、そういったものも私どもも考えることは可能だと思っております。そういった取り組みをコミュニティプラザの担当課とも連携してできれば、市民の方への還元ができるのかなと考えております。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 そういった展示とか、やっぱりしっかりとさせていただいて、多くの市民の方や子どもたちに見ていただく機会を、どうか検討していただきたいなと思います。

先ほどご答弁に出ましたけど、第6集会所の公会堂の件も、文化財の指定をしていただいとと思うんですけども、地域の方の意見を十分にやっぱり聞いていただいて進めていただけるように、これは要望としておきます。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 それでは二、三点、お聞きしたいと思っております。

本当にこの文化財保護条例ができて、

おくれればせとは言いながら、非常に私は歓迎しております。本当にさまざまな面で、文化とか、そういう歴史とかいうことをしっかりとやっぱり意識して、また市民、子どもたちにそのことを伝えていく、そして、その文化の大切さを伝えるという意味でも、これは非常にすばらしい条例ができたということで、私も深く感謝しております。

そこでお聞きしたいんですけど、これを作成するに当たって、さまざまなところから、いろいろ資料を求めて、そこからいろんなことを抜粋しながら、委員会でもいろいろ議論をしながらこれができ上がったというふうには思うんですが、市独自のオリジナルといえますか、そういう考え方を盛り込んでおられるのか、そういうことをお聞きしたいことと、それから、さまざまな施設等が文化財に指定された場合に、あくまでもオリジナルをずっと通していくのかということをお聞きしたいと思っております。

というのは、その中では、やっぱり生きた文化財ということで、さまざまなものに使用されるということが予想されるわけですが、そういう点に関しまして、ある程度多目的に使用できるような方法で、ちょっと増築をするとか、そういうことがあるのかどうか、そういうことは許されるのかどうかということもお聞きしたいと思っております。

以上2点、お願いします。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 文化財保護条例の制定に当たっては、文化財保護法、大阪府の文化財保護条例、あと近年、文化財保護条例を制定されました四條畷市であったり、守口市であったり、そういった事例を、それぞれの項目を列記する中で、摂津市にとって適切な条例

を作成したところでございます。

特に、摂津市独自のオリジナルの条文というのはございませんけれども、この条例をいかに市民の方に周知して、文化財保護を、みんなの意識を、共通認識を持って、市行政、所有者の方、多くの方で摂津市の文化財を守っていくんだと、保護していくんだということを周知いたしまして、郷土理解と文化の向上につなげていければなと考えております。

それと、文化財指定された物件の使用方法ですね。保存に加えての活用といった点だと思いますけれども、他市では、文化財保護条例に基づいて、文化財指定された物件をいろいろな形で市民開放されたり、観光の名所として活用されている例がございます。

私どものほうでも、文化財保護条例をつくりまして、まずは最初の目的は文化財を保護すると。それで文化財保護条例を作成しております。

その中で、活用は、また次の段階だと考えておりますけれども、まずは文化財を保護しながら、例えば活用するとすれば、保護をしながら、現状を大きく変えないで、どのような活用があるのか、それは別途考えていかなければならないと思いますし、当然所有者の方の意向、先ほど南野委員からもございました、地域に当然あるものでございましたら地域の方の意向であったり、そういったことも踏まえて、活用方法については検討していかなければならないなと考えております。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 おおむねわかりました。

今、何個かの候補があると思うんですよ、文化財に指定するというね。その候補の中で、例えば新たにそういうことを検討する委員会、又は教育委員会独自で

やるのか、又は第三者を交えた委員会をつくって、一つ一つの物件に関してどのように対応していくのかというような話し合いを具体的に今後やっていかれるのか、そういう点ね。やっぱりオリジナルとさっきも言いましたように、市によって、似通ったものもありますけど、その文化財の物自体が全然違うと思うんですよ。そういう点で、第三者機関をつくって、そういうことを一つ一つ検証していくのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 文化財の指定につきましては、この条例の中にも盛り込んでおります文化財保護審議会というもので指定をしていきますし、その文化財保護審議会の中では、例えばどのような形で市民にPRをしていくんだと、例えば、ここが摂津市の文化財保護条例で指定された案件で、立て札とか標識を立てていくとか、あと、例えば地元のほうの声で、何か活用ができないのか、そういったことが上がれば、それは、審議する機関といたしましては文化財保護審議会になろうかなと考えます。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 その文化財保護審議会とはどのようなメンバーが参加されるのか、そういう点でお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 現在、文化財保護審議会のメンバーの方は、当然、文化財知識を有する方でございまして、摂津市に関心をいただいた、歴史的な観点を持っておられる先生であったり、建築の専門家の方、あと、また、摂津市の歴史に詳しいというか、ちょっと具体的ではないんですけども、摂津市の過去

の暮らしをまとめられた本をつくられたとか、専門分野において6名の方をお願いしておりますので、そこで別途協議していただくことになろうかと思えます。

○柴田繁勝委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時58分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第106号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

安藤委員。

○安藤薫委員 スポーツセンターの改正条例でございます。暫定利用となっております旧味舌スポーツセンターと三宅スポーツセンターの運動場が、3年間の暫定期間が終わって、引き続き3年の延長ということでございます。

この味舌スポーツセンター、三宅スポーツセンターは、いずれも元小学校ということで、地域からは、地域の元学校の跡地を残してほしいと、スポーツ施設としてもそうですが、地域の貴重な空間であり、貴重な施設ということで、残してほしいというような運動も現段階も行われているということで、先般も約3,500ほどの署名が、旧味舌小学校の跡地活用を考えてほしいというような要望署名が届けられているというふうに聞いております。あわせて、地域の方々と一緒になって、その味舌スポーツセンターでスポーツの集いというものが開かれて、いきいき体操など、地域で活動されている団体の方も参加されて、スポーツセンターの活用などが積極的に行われていると。まさにそういった活動や、そういった呼びかけや運動そのものが地域の運動であ

り、市民が行政に参画している、協働にもつながっていくのかなというふうに思っているわけです。

そういう意味では、今回、暫定期間が3年ということにされていたものが延長されたということについては、喜ばしいことだというふうに思っておりますが、改めてこの味舌スポーツセンター、それから三宅スポーツセンターの運動場の活用について、担当所管としてのお考えをこの際お聞かせいただけたらと思いますので、お願いをいたします。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 味舌スポーツセンター、三宅スポーツセンターの暫定期間の延長でございますけれども、市内の体育関係団体、活動場所を引き続き確保するという、また、市民のスポーツ振興を図るということで、今回、平成26年3月31日までの延長とする条例改正議案を上程させていただいたところでございます。

スポーツセンターにつきましては、委員からもありましたように、旧の小学校を活用しているということで、特に運動広場に関しましては、青少年運動広場やスポーツ広場といったところとは若干違いまして、小さな面積でございますので、限られた種目に限定しての利用となっておりますけれども、特に大人の野球やソフトボールというのは、なかなか試合形式はできませんけれども、子どもたち、スポーツ少年団であったり、子ども会の活動、そういった活動には多く利用されております。体育室につきましても、小学校の体育館であったということで、バレーボールであったりバドミントン、こちらのほうは一般の方の利用も多くしていただいております。

スポーツ振興を所管する我々といまし

ましては、現在、市民体育館に続き、味舌体育館も閉鎖という予定もあります。

引き続きスポーツ振興の場所を確保するという点では、このスポーツセンター、特に体育室と運動広場が一体となった施設でございますので、今後とも3年間、一応、暫定活用ということになっておりますけれども、有効的な活用をしていって、特に子どもたちのスポーツ活動の拠点として使っていただけるようにしていただけたらなと思っております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今もお話がありましたように、市民の皆さん、子どもから大人までスポーツに親しもうという声が大きくて、実際に体育施設、屋内外問わず利用者の方はふえているのが実態ですが、逆に一方で施設が足りないというような状況も現実問題とある中で、貴重な空間としてあるスポーツセンターをやっぱり有効に活用していく、また、総合型スポーツクラブ等の構想もあるというふうに聞いておるんですけれども、そういったような活動では、まさに地域の子もたち、少年スポーツクラブとの連携も可能になってくるようなものであるというふうに思うんです。

体育館と、そして運動場と、ともに重要な施設として3年間の、また今回も暫定ということではありますが、市民のスポーツ振興を進めていく所管として、恒久利用も含めて、地域の皆さんの思いを受けとめた形で、その力をばねに、また地域のスポーツ振興に生かしていただきたいと思いますというふうに思います。

恒久利用についての要求とか、そういったことについては一回、どんなふうは今現在考えておられるのか、暫定利用という条例ですので、恒久利用ということは言いにくいのかもしれませんけれども、

長期的な視野に立って、施設の問題、運動広場の問題について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 運動広場につきましては、スポーツセンターの附属施設として位置づけまして、暫定活用としております。

ご存じのように、スポーツセンターの敷地につきましては、両地域の特性、いろいろな特性もあります。その中で、売却も含めたあらゆる選択肢を排除することなく検討していくと、地元住民の方、市民合意を得る中で検討していくといった答弁もされていたと思います。そういった中で、市全体として、この施設のあり方について、今後検討されることになろうかと思っております。

私どもスポーツ振興の立場といたしましては、当然多くのグラウンド、体育館等があれば、スポーツ振興にはつながる観点がございますけれども、当然市の施設でございます、市の土地でもございますので、市全体の中で考えるべきものであるとも考えております。

よろしくお願ひします。

○柴田繁勝委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時37分 休憩)

(午後3時39分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

付託案件のうち、議案第85号を除き、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第71号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 賛成多数。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第81号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 賛成多数。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第82号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第83号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第84号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第86号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第101号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第106号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を散会します。

(午後3時41分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 柴田繁勝

文教常任委員 南野直司